

第1回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

東 育代君

1. 認知症の人を支える取組について

国では、認知症基本法が施行され、認知症施策推進基本計画（令和6年12月）が策定されました。共生社会の実現を推進するうえでの「新しい認知症観」の普及促進が求められています。

（1）国では、急速な高齢化の進展に伴い、高齢者の3.6人に一人が認知症又はその予備軍と言われているが、本市の状況はどのようなか。

（2）「新しい認知症観」普及促進について、本市はどのような取組をしていくのか。

2. 水道管・下水道管について

南海トラフ巨大地震が今後30年以内に80%の確率で発生すると言われている。埼玉県八潮市で県道の陥没事故が起きました。また、老朽化した水道管や下水道管は、大規模地震に襲われると広域にわたり損傷すること等が指摘されている。

（1）目安とされる下水道管の耐用年数は概ね50年と言われているが、本市の下水道管は大丈夫か。点検などは行っているのか。

（2）経年劣化による水道管の漏水等も発生しているが、点検や布設替工事を、更に計画的に進めていくべきではないか。

（3）下水道のハザードマップも必要ではないか。

（4）全国の河川や地下水で人体に影響のある「PFAS（ピーファス）」が検出された地域が公表されている。本市の水道水の状況及び対応を伺う。

江口祥子君

1. 認知症対策について

国では2025年には、高齢者の5人に1人が認知症になると推計しており、2024年1月1日に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行された。

（1）認知症施策推進基本計画の策定が市の努力義務とされているが、本市はどのように進めていくのか。現状を伺う。

（2）認知症サポーター養成講座の受講者数とその後の活動について伺う。

（3）認知症になっても安心して暮らせる市民のために本市もユマニチュード（知覚・聴覚・触覚などを用いたコミュニケーションに基づく、認知症の方へのケア技法）の普及に取組めないか。

高木章次君

1. 川内原発について

（1）2月の原子力総合防災訓練後に避難計画に関する住民との意見交換会を実施しているが、いつどのように実施するのか伺う。

（2）屋内退避では、木造家屋では25%しか低減せず、コンクリート家屋でも50%しか低減しないことについて、「避難される方々がこの数値でどうお考えになるかを本市としても検討したい」とのことだったが、どうなっているか伺う。

（3）屋内に放射能が入るイラストが必要と思うが、どうか伺う。

（4）事故時に介護施設、病院などの施設職員が施設にとどまることに同意しているかについて、実態を把握したか伺う。

（5）市職員の事故時の被ばく限度量をどう決めたか伺う。

（6）倒壊した家屋からの救出の実効性について伺う。

（7）安定ヨウ素剤の事故時の緊急配布場所について、薩摩川内市は17箇所用意すると聞いた。本市の場合を伺う。

- (8) 2月の原子力総合防災訓練で、自衛隊の応急架橋訓練があったが、道路が不通となれば架橋できない。橋が落ちた場合、自衛隊とは別の架橋は可能か伺う。
- (9) 2月の原子力総合防災訓練について、本市としての評価とそれに基づく改善要求などはどのように行うのか伺う。
- 2. コロナワクチンについて
 - (1) 本市でのコロナワクチン接種者数と副反応の状況について伺う。
 - (2) 12月の一般質問時の5つの提案に対し、それぞれについて対策案が示されたが、その後の対応について伺う。
- 3. 洋上風力について
 - (1) 浮体式洋上風力技術研究組合も設立された。浮体式洋上風力についても検討すべきだと思うが、考えを伺う。

松崎幹夫君

- 1. 防犯カメラの増設について
 - (1) 市内にある防犯カメラの設置状況と新規設置の考えを伺う。
 - (2) 子どもが巻き込まれる犯罪や事件が、全国各地で増えている。わが市の子どもを守り、犯罪の起きない環境をしっかりと整えるべきではないか。1年後に中学校の統廃合が計画されているが、通学の状況などを再確認し、統廃合前に設置数を増やすべきではないか。
 - (3) 警察や防犯協会などとの協議の進展はどうか。
- 2. 公用車のドライブレコーダー設置について
 - (1) 公用車へのドライブレコーダーの設置の考え方と設置状況について伺う。
- 3. 古文書や郷土史料等の保管場所について
 - (1) 現在の保存状況、展示状況について伺う。
 - (2) 麓地区などの貴重な史料を保存されている方々との協議はされているのか。
 - (3) 他市では、資料館や展示館などを整備して、保存や展示を行っている。新たな施設の建設が難しいのであれば、統廃合が計画されている中学校校舎を活用し、資料館や展示館などの整備はできないものか。
 - (4) 古文書などの文化財に対して、市としてもしっかりと目を向けて取り組むべきである。専門職員を含めて担当課の取組を期待したいが、今の体制で十分なのか。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第2号（3月5日）（水曜）

出席議員 15名

1番	田畑和彦君	9番	大六野一美君
2番	西田憲智君	10番	濱田尚君
3番	高木章次君	11番	東育代君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	（欠員）	16番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神蘭敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	消 防 長	下池裕美君
副 市	長	出水喜三彦君	長 寿 介 護 課 長	松崎知人君
教 育	長	相良一洋君	上 下 水 道 課 長	百武卓君
総 務 課	長	岡田錦也君	まちづくり防災課長	宮持大作君
企 画 政 策 課	長	山崎達治君	健 康 増 進 課 長	久保さおり君
財 政 課	長	長畑正博君	社 会 教 育 課 長	榎並哲郎君
教 育 総 務 課	長	吉永康彦君		

令和7年3月5日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（中里純人君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次質問を許します。

まず、東育代議員の発言を許します。

〔11番東 育代君登壇〕

○11番（東 育代君） 皆様、おはようございます。

私は先に通告しました2件について市長の見解を求めます。

1件目は、認知症の人を支える取組について質問します。

国では認知症基本法が施行され、認知症施策推進基本計画（令和6年12月）が策定されました。共生社会の実現を推進する上での新しい認知症観の普及促進が求められているように思います。

健康で長生き、みんなが願うことですが、少子高齢化の流れはますます加速していきます。長寿社会をどのように生きていくか。急速な高齢化の進展に伴い、行政としてどこまで支援していけるのか、課題は多いようです。

錦江町では当事者の声を基に支援策を考え、認知症カフェ、まちづくり、普及啓発の取組が評価されて、NHKと同厚生文化事業団主催の「認知症とともに生きるまち大賞」を受けられたようです。この自治体でも課題である人口減少と高齢化の取組が始まっています。

そこで、急速な高齢化の進展に伴い、我が国では高齢者の約3.6人に1人が認知症、またはその予備軍と言われてきていますが、本市はどうでしょうか。現状をお聞きしまして、壇上からの質問といたします。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） おはようございます。東育

代議員の御質問にお答えをいたします。

認知症についてであります。

急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症の人数は増加しており、令和4年では認知症と軽度認知障害の二つを合わせますと、1,002万人、3.6人に1人と推計されているようでございます。そして、令和22年にはこの1,002万人が1,200万人、3.3人に1人になると見込まれております。

誰もが認知症になり得ることから自分事として考える時代になったとして、国においては令和5年に共生社会の実現を推進するための認知症基本法を制定いたしました。

基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって、日常生活及び社会生活を営むことができるといった七つの基本理念を掲げ、地方公共団体の責務として、その基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有すると規定されたところでございます。

さらに、昨年末には認知症施策推進基本計画が策定され、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという新しい認知症観の下、国民の理解増進や認知症の人の社会参加の確保など、12の基本的施策が示されたところであります。

また、地方公共団体等においては、地域の実情や特性に即した取組、例えば行政職員が認知症カフェなど様々な接点を通じて、認知症の人や家族などと出会い・対話するなど、こうした創意工夫をしながら推進することとされております。

今後、本市におきましても、市民に対して新しい認知症観の理解促進を進めるとともに、市民や関係団体と連携しながら、基本法や基本計画を踏まえた認知症事業となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

本市の状況につきましては、担当課長のほうから答弁をいたします。

○長寿介護課長（松崎知人君） 本市の認知症高齢者数と将来推計についての御質問です。

本市では要介護認定がなされた方のうち、日常生

活自立度Ⅱ以上の方を認知症の人数としております。日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態です。

令和6年10月時点で、第1号被保険者1万292人中1,325人で12.87%となっています。

また、軽度の認知障害が認められるが、日常生活にほぼ支障なく、認知症と診断されない状態、いわゆるMCⅠの方は、厚生労働省が示す有病率15.5%で推計いたしますと1,595人となり、合計2,920人が認知症及び予備軍となり、第1号被保険者の28.4%、3.5人に1人となります。

将来推計につきましては、第9期介護保険事業計画において、令和8年に認知症の方が1,356人、MCⅠの方は1,568人で、合計2,924人とほぼ横ばいとしております。

今後、後期高齢者数の増加に伴い、認知症の方は増加傾向になると思っております。

○11番（東 育代君） ただいま市長から、それからまた担当課長から答弁をいただきました。

ほぼほぼ国と同じような形で推移しているということですが、非常に高齢化率が高い本市ではますますこれから先が大変なことになっていくという思いで、今回は質問をさせていただいております。

高齢化率が高くなるとともに、軽度認知障害や認知症の人が増えることが想定されます。担当課を中心に様々な取組をされていることは重々承知しておりますが、高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画の事業の中に、計画の推進と進行管理があり、住み慣れた地域で互いを支え合うと基本目標もあります。

認知症施策の総合的な推進には、認知症カフェ設置とありますが、本市の取組について現状を伺います。

○長寿介護課長（松崎知人君） 現在開催されている認知症カフェにつきまして、2か所でございます。

一つは、高齢者福祉センターで偶数月の第3木曜日に認知症の家族が代表として開催されている認知症カフェかたいもんそで、毎回20人から25人の認知

症の方及びその家族とスタッフ10人程度が参加されていらっしゃいます。

もう一つは、市直営で毎月第4木曜日に串木野庁舎で開催する本人ミーティングで、若年性認知症の方を含め、毎回8人程度とスタッフ5人程度が参加していらっしゃいます。

このほか丸田病院が院内でカフェを実施されていましたが、コロナ禍をきっかけに休止され、現在も感染症予防で休止されている状況です。

○11番（東 育代君） 2か所。丸田病院内は今のところ休止ということですね。

基本計画の中には、目標値は令和7年度4か所、令和8年度5か所とありますが、今後の事業計画があればお示しください。

○長寿介護課長（松崎知人君） 事業計画におきましては、令和8年度におきまして、カフェの箇所を5か所に増やそうという予定としております。

○11番（東 育代君） 令和8年に5か所。目標は計画の中にあるんですが、それに基づく具体的な事業計画があるのかということをお聞きしました。

○長寿介護課長（松崎知人君） 先ほど申し上げました令和8年度に5か所にする計画としておりまして、これを実現するために来年度からチームオレンジが参画するカフェに介護人材確保ポイントを付与できる権限を与えまして、子どもをはじめ、多くの地域の方が参加するきっかけとしたいと考えております。

また、開催箇所が増えることで、交通弱者になりがちな認知症の方も参加しやすい環境となることを踏まえ、サポーター養成講座の講師を行うことができる研修を受講したキャラバンメイトが所属する医療介護事業所に対し、認知症カフェの設置を働きかけていくほか、市も支援して、既存のカフェに出張カフェを促進する働きかけも行っていきたいと考えております。

○11番（東 育代君） 市のほうも今いろいろと模索されているということで、医療介護施設等に協力をいただくというような御回答でございました。

家族の会が中心となつての認知症カフェかたいもんそ会は十数年前から活動されていますが、今では

包括支援センターの職員あるいは医療関係者の方々と連携を深めながらの活動が高く評価されて、参加者も増えているとお聞きしております。

主に本人や御家族の方が参加されていますが、2か月に1回ということで、私も時間があれば、同僚議員と一緒に参加をさせていただいております。

参加者から様々な声があるようです。「自動車の運転免許を返納したので、いきいきバスで来た」「知り合いに乘せてもらった」「歩いてきたが、とても遠かった。家の近くにもこのような場があればよいのに」などとありました。

当事者や御家族の方が和やかな雰囲気の中で時間を過ごされている様子を見聞しますと、このような会を待っていらっしゃったんだなと実感します。

参加しやすい環境整備も考える必要があるように思いますが、いかがでしょうか。

○長寿介護課長（松崎知人君） 先ほど答弁させていただきましたキャラバンメイトが所属する医療介護事業所、例えば各地域にありますグループホーム、そういったところの認知症に関わる介護事業所等に御協力をお願いいたしまして、なるべく地域で多く開催されるように努めてまいりたいというか、働きかけをしてまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） 認知症カフェについては、後でまた質問させていただきます。

認知症施策の総合的な推進の中に、認知症徘徊・見守りSOSネットワーク事業があります。認知症により徘徊のある者、徘徊のおそれがある者を地域の支援を得て、見守り体制をつくり、関係機関とのネットワークや個人のメール配信を通じて、早めに発見や保護ができるようにする仕組みとありますが、現状を伺います。また、みまもりタグについてもお聞きします。

○長寿介護課長（松崎知人君） 徘徊・見守りSOSネットワーク事業及び認知症高齢者等見守り事業は、市民や企業等に向けて認知症に対する理解促進と地域に住んでいる認知症の方や家族をボランティアで見守り、その結果、登録者の徘徊時、搜索の一助とする事業であります。

徘徊・見守りSOSネットワーク登録者数は男性

11人、女性25人の計36人で、平均年齢83.4歳であります。このうち在宅の方は27人で、みまもりタグを登録されている方は9人となっています。

また、みまもりアプリの登録者数については、アプリ上では95人前後となっているようですが、これまで46か所、1,626人の方に事業趣旨とアプリのダウンロードまでの説明を行っていることから、アプリをダウンロードしていても、ふだんアプリを起動していない方が相当数いらっしゃると思っております。

実際に行方不明者が発生した際は、市の公式LINEを通じてアプリの起動や感知感度を上げるお願いを呼びかけることとしておりますが、事前の備えが大切であることから、できる限りふだんから起動していただけるよう、広報紙等を通じてお願いをしていきたいと考えております。

○11番（東 育代君） アプリの登録者数が95人でみまもりタグが9人ということでございますが、やはりこの数を増やしていかないといけないです。アプリ登録者が増えることによって、何かあったときに対応ができるという思いがしております。

もちろんふだんあまりないことを想定して、なかなかとめていたりする方もいらっしゃると思いますが、そこら辺を含めた中でアプリの登録者数については増やしていただきたいと思います。

みまもりタグについても9人はちょっと少ないですよね。

徘徊模擬訓練は目標が令和6年度1、令和7年度1、令和8年度と書いてあるんですが、この目標値に対して、どのような計画でしょうか。

○長寿介護課長（松崎知人君） 徘徊模擬訓練につきましては、地域を巻き込んだ訓練については、最近、要望等をいただいておりますので、直接実施はしていないところでありますが、包括支援センター内におきまして、みまもりタグの実施訓練は職員のみになりますが、訓練を年1回行っておりまして、昨年4月に実施しているところです。

徘徊模擬訓練につきましては、地域の御協力が欠かせませんので、またまちづくり協議会等に呼びかけまして、参加をお願いしたいと思っております。

○11番（東 育代君） 「新しい認知症観」普及促進について、本市はどのような取組をしているのかということで少しお聞きします。

新しい認知症観。認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること、やりたいことがある。住み慣れた地域で仲間たちとつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方のようです。

基本法では「国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること」など7項目を定めています。

そこでまず、学校教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進について、認知症を含む高齢者に関する教育の現状と認知症基本法の施行を踏まえ、今後どのように進めていくのか伺います。

○長寿介護課長（松崎知人君） 地域包括支援センターでは、小・中学生を対象といたしまして、認知症サポーター養成講座や夏休みにキッズサポーター養成講座を開催しており、毎年70人程度の小・中学生に受講をいただいております。

この中から昨年度は生冠中学校の生徒2名、今年度は荒川小学校の児童が全国キャラバンメイト連絡協議会の主催するコンクールで優秀賞として全国表彰されました。

今年度からキッズサポーターの中で希望する子どもさんに市内介護施設で業務のお手伝いをしてポイントを付与する取組を行い、11人が6施設を訪問して、高齢者等と触れ合いを行っております。

こうした取組は新しい認知症観に沿うものと思っておりますので、継続して市内の学校にお願いして、認知症サポーター養成講座等の受講を促進し、受講後、実際に介護施設等の体験を行う取組をますます進めてまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） 認知症サポーター養成講座をということで、各学校にお願いして、キッズサポーターが11人ということの答弁でございました。

各学校で高齢者との交流があることは承知してい

ますが、生徒が介護施設の訪問や認知症当事者との交流することは、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育となり、高齢化社会にとっても重要と思います。

今、キッズサポーターが11人ということでございましたが、この数をまだまだ増やすべきと思っております。

教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 認知症サポーター講座等において、子どもたちがそれに参加して、人数を増やしていったほうがいいなということは考えております。

学校においても総合的な学習、そして、社会福祉の関係で教育カリキュラム全体の中でそういう時数を確保しながら進めていくべきではないかなと考えております。

機会あるごとにそういう認知症の理解、そして、福祉関係のいろいろな行事にも参加しながら、認知度を高めて、子どもたちがどのように高齢者社会の中で関わっていくかということは大変必要なことだろうと考えているところでございます。

○11番（東 育代君） 子どもたちが、児童生徒が小さいときからこういうことに触れるということが一番大切であると思っております。11人というのはまだまだ少ないと思っておりますので、取り組んでいただきたいと思います。

社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進について、認知症サポーター養成講座を受けた認知症サポーターが認知症の人や家族等の手助けとなる活動につながる環境整備を期待しますと計画書にあります。

この認知症サポーター養成講座についての詳細は、この後、同僚議員が質問をされますので、私は認知症サポーター養成講座を受けた認知症サポーターが認知症の人や家族等の手助けとなる活動につながる環境整備の推進について、市の考えを伺います。

○長寿介護課長（松崎知人君） 認知症サポーター養成講座の受講後のお話でございます。

今後は基本計画が求める日常生活や社会生活を営む基盤となるサービスの提供事業者、例えばスーパ

一や飲食店、金融機関、交通機関等の従事者に養成講座の受講をお願いして、認知症の理解を深めていただき、認知症の方が利用する際にちょっとした気遣いや配慮ができる環境にできればと考えております。

また、認知症の方の外出支援、見守り、声かけ、訪問してのごみ出し等の支援を認知症の人と一緒に行うチームオレンジは、現在、困りごと支援隊を中心に88人養成しております。このうち既に四つの困りごと支援隊や個人で活動されているかせともオレンジ22人が地域の高齢者及び認知症の人も分け隔てなく、ごみ出しや話し相手の支援を行っていますので、引き続きチームオレンジの養成を図りながら、地域での認知症カフェの開設などに支援をいただけるよう事業の推進を図りたいと思います。

○11番（東 育代君） これですよね、リング。受けたときにはこれをもらえるんですが、こういうのをたくさん受けた人たちがもらっただけでなおしているんじゃないくて、活動に参加できるような取組を町全体でしていただきたいという思いで質問をさせていただきました。

錦江町は2024年、NHKなどが主催する認知症とともに生きるまち大賞を県内初でということでございました。町全体でまちづくり、認知症カフェ、普及啓発の3本柱に取り組んだ功績で大賞を受賞されたようです。

本市ではまちづくり協議会を核として、様々な地域課題に取り組んでいます。地域の実情をよく御存じの児童民生委員やとしびさんが積極的に見守り活動されています。

新しい認知症観に基づく取組を社会全体でつくり上げることも重要のように思います。社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進、町全体でまちづくり、普及啓発についていかがでしょうか。

○長寿介護課長（松崎知人君） 国の認知症施策大綱で認知症の予防とは、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにすることと定義づけられているとおり、基本計画では、誰もがなり得る認知症について、一人ひとり自分事として備えを

推進させるため、企業、自治会等との連携を求められています。

企業や自治会も含め、広く市民に認知症を周知するため、広報紙に不定期ではありますが、オレンジコーナーを掲載しています。今後は新しい認知症観を意識した広報に努めていきたいと思います。

また、現在、9月の認知症県民週間の際には、串木野、市来の両庁舎と図書館の認知症啓発コーナーにおいて、本人ミーティングに参加する認知症の方々の思いを掲示して、情報発信しています。

今年度は市内コーヒESHOPの協力を得て、認知症の方が配膳するオープンカフェを実施するなど、認知症の方と一緒に県民週間を盛り上げる取組を行っています。

こうした取組に市民が直接参加する仕組みづくりをするなど、多くの方に新しい認知症観が普及できるよう、できることから進めてまいりたいと思います。

○11番（東 育代君） できることから進めるということで、いろいろな取組をされていることは重々承知しております。

先ほど認知症カフェについて、本市の現状と事業計画、参加しやすい環境整備をお聞きしました。かたいもんそ会、認知症本人ミーティングもつとかたいもんそ。丸田さんちのカフェは今、中止ということでございましたが、ぜひ現場の声を聞いていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

先日新聞記事で日置市の妙円寺地域交流センターでのきがるカフェの様子がありました。「市の財源が限られている中、従来の地区自治公民館活動は変化を余儀なくされている。自主事業のさらなる見直しや受益者負担の観点は欠かせない。要は地域のつながりをいかに維持し、居心地のよいコミュニティをつくり上げるかだ。コーヒでも飲みながら、よりよい着地点を見いだしたい」とありました。

本市ではころばん体操が大変な成果を上げています。交流センターや自治公民館での認知症カフェ、当事者や御家族の声をまちづくりに活かせるような取組は可能ではないのでしょうか。

○長寿介護課長（松崎知人君） 議員おっしゃると

おり、ころばん体操は現在市内で95か所程度、実施されております。

このころばん体操につきましては、参加者の方々がそれぞれ体操だけでなく、お茶を飲んだりされているということでございますので、そういった意味では、MC I、軽度認知障害の方々の十分予防にもなり得ると思っておりますし、また、そのほうに働きかけをいたしまして、認知症カフェ的なものを開催できないか、お願いはしてまいりたいと思っております。

○11番（東 育代君） 本市のころばん体操は医療費抑制につながっているようですし、何よりも参加された方々が「元気になった。みんなで集まるのが楽しい」などと、体調や生活によい変化が見られるようにお聞きしています。担当者の熱意と参加者たちの前向きな取組が成果につながっているように思っております。

岡山県津山市のこけないからだ体操、こけないからだづくり講座が発祥とお聞きしておりますが、津山市の取組を改めて見てみますと、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で顔なじみの人たちと共に自分らしく生き生きと生活し続けること。また、地域の住民が高齢者の方を温かく支えることができるような地域づくりの拠点機能を持った交流の場の構築を目指すことを目的とした介護予防事業とあります。

人口10万人弱の津山市では参加団体200とありますが、本市では90何箇所、100近い数の団体があるということで、ころばん体操の取組はとても素晴らしいと思っております。自治公民館単位という地の利とポイント事業の対象という二つの要素が大きなポイントのようです。

県内の自治体では認知症を知るきっかけになればと、積極的にオレンジほっとカフェなど、取組が始まっております。

本市では地域の住民と一体となったころばん体操があります。認知症カフェも自治公民館や交流センターで取組を推進すべきではないでしょうか。

○長寿介護課長（松崎知人君） 新しい認知症観が国のほうから示されておりますので、市民の方々に

まず新しい認知症観を理解していただいた上で、市民の方々に広く賛同していただいて、そういった交流センター等でのカフェができましたら自主的に開催していただくように、我々も周知してまいりたいと考えております。

○11番（東 育代君） 公民館等でのころばん体操は非常に成果があると思っておりますが、人数がもう固定化されたり、あるいは体操が終わったら、さっと帰って、次の用事をするというような風潮が今、見られるようです。

そこらでちょっと立ち止まってもらって、周囲を見回したときに新しい人を入れ込むというようなことも心がけていただけたらいいかなと思っております。

認知症の人に関する理解を深めるための本人発信を含めた運動の展開について、一人ひとりが自分事として認知症への備えを推進するための取組が重要です。本市では高齢者福祉計画第9期が策定されておりますが、その中に認知症施策に関する支援等も含まれております。

国では認知症基本法が施行され、認知症施策基本計画が策定され、共生社会の実現を推進する上での新しい認知症観の普及促進が求められています。

高齢化率の高い本市では、認知症施策推進基本計画策定も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（中屋謙治君） これまで認知症に関するカフェであつたりとか、様々な取組を議論いただいておりますが、壇上からも申し上げましたように、国のほうが新しい法律をつくり、そして、それに基づく推進計画ということでございます。

現在、本市が取り組んでおりますのは、第9期の介護保険事業計画に基づいた形での取組ということではありますが、国のほうが新しい認知症基本法に基づいて計画を、そして県のほうにおいても現在、認知症施策推進計画が策定中であります。

この計画を踏まえながら、本市においては計画づくり。そうしますと、現在、介護保険第9期ですが、次の第10期になってくるのかなと。この中でこの取組、推進計画を盛り込んでいきたいと考えております。

す。

○11番（東 育代君） そうですね。今、第9期。次が第10期になりますので、来年度までですか、第9期が。今年度、実地調査をされるようですので、新しい認知症観に基づいた基本計画をぜひ期待したいと思います。

最後に市長にもう1回聞きますが、認知症患者やその家族を社会全体で支えようと、鹿児島市は9月にも認知症オレンジシティ宣言をする。27年度には認知症オレンジシティ推進計画をスタートさせるとうるようです。

1月にありました鹿児島県市議会議員研修会の資料によりますと、本市の2050年度の高齢化率48.43とありました。

認知症は誰でもなり得るので、悲観せず、支え合う意識を深めていきたいと、ほかの自治体でも危機感を持って取り組んでおられます。

本市でも認知症かたいもんそシティ宣言とか、認知症施策推進計画が必要ではないかと思ひます。

認知症の人を支える取組について、再度、市長の見解を伺ひます。

○市長（中屋謙治君） 確かに高齢化の進行とともに、認知症というのが本当に身近な切実な問題になってこようと思ひます。そういった意味では、新しい認知症観という理解促進は当然であります。

そうしますと、今おっしゃいましたオレンジシティ宣言はそういった機運醸成に一定の効果があるという気がいたします。

宣言の前にまずやらなければいけないと思ひますのが、先ほど申し上げましたように、認知症施策推進計画をつくるのが目的でありませぬので、実効性のある計画をつくる。そして、この計画に基づいて、具体的に効果のある取組を進めるといふ。これを進めながら、どのタイミングで宣言をして機運醸成につなげていくかということであらうと思ひますので、現時点ではまず推進計画を実効性のあるものを作るということに注力したいと思ひております。

○11番（東 育代君） そうですね。実効性のあるものといふのが、計画ができて終わりではないといふことですので。

市民、事業者、行政が一体となって認知症の予防、理解促進を図るため、認知症の丸々シティなどの宣言をして、認知症になっても住みやすい、誰もが幸せに自分らしく暮らし続けることができるようなまちとなることを願っております。

次の質問に行きます。

水道管・下水道管についてです。

南海トラフ巨大地震は今後30年以内に80%程度の確率で発生すると言われております。埼玉県八潮市で県道の陥没事故がありました。また、老朽化した水道管や下水道管は、大規模地震に襲われると広域にわたり損傷することが指摘されております。

そこで、目安とされる下水道管の耐用年数はおおむね50年と言われておりますが、本市の下水道管は大丈夫でしょうか。点検などは行っているのかお聞きします。

○上下水道課長（百武 卓君） 本市の下水道管の状況及び点検についてであります。

本市の下水道管は、下水道区域内に総延長約80.9キロメートルあり、管の大きさは直径が15センチメートルから1メートルで、主な管種はコンクリート管と塩化ビニール管になっております。

本市で最も古い管につきましては、昭和62年度に建設された浦和汚水幹線の大きさ70から80センチメートルのコンクリート管で、延長211メートル、経過年数は令和6年度末で37年となっており、耐用年数の50年には至っていないところであります。

下水道管の点検状況につきましては、下水道管の劣化や腐食による道路陥没事故等を未然に防止するため、下水道全区域を3地区に分けて、毎年1地区の巡視や点検を行っております。また、令和2年度から重要な汚水幹線において、テレビカメラによる調査及び目視による調査などを実施して、腐食や破損の状況を点検しております。

今回、埼玉県八潮市において道路陥没事故が発生したことから、重要な汚水幹線が埋設されている道路について緊急に自主点検を実施しましたが、異常はなかったところであります。

今後も毎年1地区の巡視点検と5年に1回の重要な汚水幹線のテレビカメラによる点検調査を行いま

して、適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

○11番（東 育代君） 本市は下水道管がまだ比較的新しいということで、いろいろな点検をされているようです。下水道管の管路の建設改良については、計画的に進めていただきたいと思います。

次に、経年劣化による水道管の漏水等も発生していますが、点検や布設替工事をさらに計画的に進めるべきだと思います。

まず、本市の耐震化の現状と給水管を含む水道管の漏水が原因で発生した道路陥没等があるのか伺います。また、漏水等について本市の現状はどうでしょうか。

○上下水道課長（百武 卓君） これまでの漏水状況や漏水による道路陥没についてであります。

漏水につきましては、老朽管の更新事業の成果もあり、約10年前、平成24年度の121件に対し、令和5年度は44件と少なく、近年は年間70件を超えない件数で推移しており、減少傾向にあります。

また、道路陥没につきましては、漏水発見後、迅速に対応することで事故につながるような陥没はこれまで起きてございません。

次に、老朽管や布設替工事の状況についてであります。

令和5年度末で総延長は約478キロメートルであり、そのうち法定耐用年数40年を経過した管は約121キロメートルになります。

点検につきましては、目視できる橋にかけられた直径15センチ以上の管について、2年に一度、目視点検を行っております。

布設替工事につきましては、平成29年度に水道管耐震化計画を策定し、さらに加速した更新事業として、年間約8キロメートルの布設替工事を行ってまいりましたが、近年は資材費・人件費などの高騰により、同額の事業費で年間約6キロメートルの更新となっております。

○11番（東 育代君） 年間6キロということですが、478キロメートルで121キロメートルは、今、改良されていると。年間6キロメートルといたら、どのくらいかかるんですか。

40年を超えた割合は国は33%と言っているんですが、478キロで121キロは何%ぐらいになりますか。

○上下水道課長（百武 卓君） 全体の約4分の1の25%が耐用年数を超えていることになります。6キロメートルで約3億円程度の事業費で布設替を行っております。

○11番（東 育代君） 25%で年間6キロぐらいずつ工事をしたときに何年ぐらいかかりますかと聞きました。

○上下水道課長（百武 卓君） 今の状態だと、約20年かかるということで考えております。

○11番（東 育代君） 20年したら、また最初にしたのがまた古くなるということでございます。大変な経費がかかるということ、物価高騰で非常に……。でも、資材等が非常にレベルの高い物を使われているとお聞きしております。

老朽化した管路の更新や補修は単年度ではなかなか不可能です。点検や布設替工事を計画的に進めるように思うんですが、いかがでしょうか。

○上下水道課長（百武 卓君） 今後も計画的に収入と支出のバランスを考えながら、計画的に工事を進めてまいりたいと思います。

○11番（東 育代君） 本当に大変なお金がかかるということは承知しておりますけれども、地震や災害に備えて、やっぱり整備はきちっと計画的に進めていただきたいと思います。

次に、下水道のハザードマップも必要ではないかということでお聞きします。

目に見えない地下施設について、地図上に見える化することも必要ではないかと思います。お聞きします。

○上下水道課長（百武 卓君） 下水道の管渠情報につきましては、現在、地図上に管渠の位置や埋設深さなどの情報を整理した紙ベースの図面により管理している状況であります。窓口において市民や業者から問合せがある場合に、必要な箇所の情報を提供するまでに時間を要しているところであります。

また、これまで管渠点検内容や維持管理などのデータとして記録が残されていない状況であり、災害などの緊急時において、現地で迅速に対応するため

の施設の情報を提供することができないことから、令和7年度において下水道情報デジタル化システムの導入を計画しております。

このシステムが導入されますと、パソコンの画面上で管渠の情報や維持管理情報を閲覧することが可能となり、市民サービスの向上と事務の簡素化が図れるものと考えております。

○11番（東 育代君） デジタル化するということです。

先日、新聞に曾於市が日本デジタルトランスフォーメーションというんですか、HRDXの大賞を受けられたようです。「革新的な解決方法を評価。上下水道の新システム構築」とありました。「上下水道の稼働監視や機器台帳、地図情報を一元化」とありました。

このDXについては、同僚議員があと一般質問がありますのでやめますが、やはりこの新システムに期待したいと思います。

次に、全国の河川や地下水で人体に影響のあるPFASが検出された地域が公表されております。

本市の水道水の状況及び対応を伺います。

○上下水道課長（百武 卓君） 本市の水道水におけるPFASの状況及び対応についてであります。

令和5年度は、河川伏流水を利用している山之神浄水場系統の給水栓による検査1か所を実施し、令和6年度は市内全水源の系統17か所の給水栓による検査を実施しました。結果は全て基準値の10分の1未満でありました。

今後の対応としましては、令和7年度は令和6年度と同様に年1回の給水栓による検査を行い、令和8年度以降、PFASが水質基準へ格上げされ、水質基準となった場合には、年4回の給水栓による検査と年1回の水源による検査を行っていくことで水質の監視に努めてまいります。

○11番（東 育代君） 令和5年度と令和6年度で全域を調査されて、大丈夫だったということです。今後とも継続して調査等を行っていただきたいと思います。

汚染原因と見られる使用済み活性炭が放置されている付近の土壌からPFASを検出という記事を見

ました。本市で懸念される地域があるのかどうかわかります。

○上下水道課長（百武 卓君） 本市における活性炭の使用についてであります。

以前、山之神浄水場で油流出による臭い除去の目的で一時的に使用した経緯はありますが、使用済みの活性炭については既に処分されており、現在、使用され、懸念される地域はございません。

○11番（東 育代君） 現在そういう懸念される地域がないということではあったと思います。

最後に再度市長にお聞きしますが、災害が発生し、損傷すると、復旧復興にかなりの時間とお金がかかります。水道や電気、ガスなどのインフラは住民生活に直結していますので、整備が急がれます。

財政的に非常に厳しいことは承知していますが、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

上水道化について、再度市長の見解を求めます。

○市長（中屋謙治君） 今、縷々、御質問、議論いただいたところであります。

下水道につきましては、埼玉県の大きな事故があって、ニュースを見ますと、周辺の下水が集中した管のところ。たしか管の口径が4メートル、5メートルというものすごく大きな管であったなど、ということで大きな事故につながっているなど……。

下水につきましては、先ほど申しあげましたように、本市はまだ一番古いものでも37年ということでもあります。しかしながら、しっかりと点検しながらこのことは努めていきたいと思っています。

それから上水道のほうですが、耐用年数を超えているものが約121キロ。今のペースでいきますと、まだ20年かかると。毎年3億円ほどの改修事業、改修費を充てているわけですが、これを一気にということになりますと、60億円、あるいは今の資材高を考えると70億円という大きな事業費になります。

こういう大きな事業費をどこからどのように捻出するのかという大きな問題であります。当然、水道料、使用料にも関わってくることでありますので、そこら辺をしっかりと検証しながら、そして有利な制度というものがないのか、ここら辺もしっかりと検証しながら、今後取り組んでいきたいと思ってお

ります。

○11番（東 育代君） 水道事業は大変お金もかかるということを承知しておりますが、専門の方に聞いたら、本市は地盤が砂地というか、弱いところが多いと。そういうところに埋設されている管もあるというようなこともお聞きしております。

インフラ整備は住民生活に直結しています。前向きに取り組んでいただくことを願って、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中里純人君） 次に、江口祥子議員の発言を許します。

〔4番江口祥子君登壇〕

○4番（江口祥子君） 皆様、こんにちは。公明党の江口祥子でございます。

私は通告に基づき、認知症対策について市長に質問をいたします。

1点目に、認知症施策推進基本計画の策定が市の努力義務とされているが、本市はどのように進めていくのかにつきましては、先の同僚議員の質問内容と重複している部分があり、既に市長から答弁がなされておりますので、私は認知症サポーターの養成講座についてとユマニチュードの取組について質問をいたします。

まず、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると言われております。認知症の本人・家族が希望を持って暮らしていけるための施策の充実が喫緊の課題であると考えます。

まずは増え続ける認知症について、市長の考え、施策の方向性を伺いまして、壇上からの質問を終わります。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 江口祥子議員の御質問にお答えをいたします。

増え続ける認知症についてということでもあります。先ほど東育代議員の質問と少し答弁がかぶる部分があるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

認知症という言葉は、国が21年前といたしますので、平成16年、21年前に痴呆症という用語から認知症に変更をしております。これまで認知症に対する誤解

や偏見の解消のための施策が行われてきたところであります。

本市におきましても、介護保険制度の枠内において、認知症の理解を促進するためのサポーターの養成など、こうした施策を展開してきておりますけれども、認知症という言葉自体は知っている、あるいは理解しているものの、実際、我が身にこれを受け入れるというのはまだまだ難しいというのが現状ではなかろうかと思っております。

先ほども答弁を申し上げましたが、国の推計では今から15年後、2040年には高齢者の3.3人に1人が認知症または軽度認知障害になる、このように予測されているところでございます。もはや人ごと、他人事ではない、こういう事実を真正面からそれぞれが受け止める、こういう時代に入ってきたなと感じております。

このため本市といたしましても、昨年末、国が定めました認知症施策推進計画における新しい認知症観に立って、誰もが認知症になり得ることを前提として、認知症の予防や認知症になってからも住み慣れた地域で仲間と希望を持って自分らしい暮らしができるよう、このようなことで取り組んでいくことが必要であると考えております。

すなわち認知症当事者の意見や家族の気持ちを尊重した上で、認知症の人はただ単に支えられるだけではなくて、認知症になっても本人ができることを最大限その能力を発揮して社会参加できるよう、そして市民全体がこうした取組が当たり前と思えるような環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

○4番（江口祥子君） 市長のお考えを伺いました。今後も認知症対策に対し、しっかりした考えの下、対処していただきたいと思います。

質問です。認知症を理解しようとの取組で、認知症サポーター養成講座と地域づくり推進事業の認知症ステップアップ講座の開催状況、受講者数などについて伺います。

○長寿介護課長（松崎知人君） 認知症サポーターは何か特別なことをする人ではなく、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対し

て温かい目で接する応援者であります。

本市では、平成21年から16年間で延べ5,684人を養成し、受講者は日常生活の中で認知症の方に気づいた際にできる範囲の対応をお願いしております。

認知症サポーターのステップアップ講座は、認知症の方の外出支援や見守り、声かけ、訪問しての生活支援を認知症の人と一緒にやるチームオレンジの活動を行うために、令和4年度から開催している講座です。

認知症サポーター養成講座の受講後、さらに内容がレベルアップした半日の研修が必要となりますが、現在88人が受講されました。受講者には認知症の本人とその家族9人も含まれ、困りごと支援隊や個人で活動しているかせとも等のボランティアの活動者が43人いらっしゃいます。

困りごと支援隊は、羽島地区、野平地区、袴田で認知症の方も含めて、生活支援の活動を実践されているため、市においてもその活動の支援を行っております。

今後はチームオレンジの自主的な活動を促進する支援を行いながら、認知症カフェや本人ミーティングの参画を促進することとしております。

〇4番（江口祥子君） 私もち認知症サポーターでございます。確かに講義を受けて、大変役に立ちました。今後、今以上に家族が家庭で認知症の人を介護することが増えてくると思いますので、認知症サポーターをより多く養成することが大事であると思います。また、認知症に対する市民の意識向上につながる取組でもあると思いますので、よろしく願います。

次に、認知症になっても安心して暮らせる市民のために、ユマニチュード（知覚・聴覚・触覚などを用いたコミュニケーションに基づく認知症の方へのケア技法）について伺います。

聞き慣れない言葉だと思いますが、ユマニチュードとは、フランス語で「人間らしくある」を意味し、日常生活に支障が出て、暴力的な言動になりがちな当事者と介護する家族らの信頼関係を構築するのに有効な技法と言われていました。

具体的に、見る、話す、触れる、立つの四つの動

作についてです。

1番の「見る」は、相手がのけぞらない程度の距離まで思い切って近づいて、同じ目線で正面から相手を見つめるということです。

2番目の「話す」は、低いトーンで穏やかにゆっくり抑揚をつけて前向きな言葉で話す。「大丈夫だよ」とか優しい言葉をかける。

3番目の「触れる」とは、つかまず、下から支え触れていく面積をできるだけ広げて触れること。優しさを持って、怖がらないように包み込むということです。

それで、「立つ」とは、1日に合計20分間立つことができれば、寝たきりの予防になります。一緒にお散歩をしてあげたり、立つ動作をしてあげることが大事だということです。

四つの技法は、「あなたのことを大切に思っています」と思いやりを伝えることで、数年間ベッドで寝たきりだった人が起き上がることができたなどの事例もあります。

福岡市では2016年度から家族介護者や病院・介護施設の職員を対象としたユマニチュード実証実験を実施し、その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担も軽減するといったことも見られたことから、18年度には市まちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開されております。

対象は家族介護者や小・中学校、児童生徒、市職員や救急隊員など多岐にわたっております。講座を受けた方からは「もっと早く知っていればよかった」「今後は介護をする人たちに私たちが伝えたい」との声が寄せられたと言います。

小・中学校、児童・生徒の皆さんがユマニチュードを学ぶことで、認知症の人とスムーズに関わることができると思います。

また、この技法はお友達に対する接し方として用いられ、相手を大切にするという観点からいじめをなくす解決策の一つになると考えられます。

鹿児島県では種子島の熊毛支部と鹿児島市内におきまして、2023年9月に鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会ユマニチュード研修として講座が実

施されていました。

本市でも認知症の人も家族も安全に安心して暮らせる地域の構築の取組として、研究して、研修等に取り入れていただくことを要請したいと思っております。

次の質問ですが、いちき串木野市高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画では、基本目標2の中に「支え合いにより住み慣れた所で自分らしく暮らし続けられる安心のある地域づくり」の達成のためには、高齢に伴う様々な課題を抱えていても安心して生活できるよう支援する地域環境の整備が記されております。「認知症や医療・介護が必要な状態になっても在宅生活を送れるようなサービスや権利擁護の提供」と明記されています。

認知症になっても安心して暮らしていくために、本市もユマニチュードによる普及啓発を行い、目標を達成する必要があると考えます。

市長の見解を伺います。

○長寿介護課長（松崎知人君） ユマニチュードについてであります。

ユマニチュードは見る、話す、触れる、立つの四つを柱としたフランス発祥のコミュニケーションケア技法で、人間らしさを形にした介護と言われております。

現在、本市が実施している認知症サポーター養成講座では、まずは見守る、優しい口調、背後から声をかけないなど、認知症の方の意思や自尊心を尊重する接し方をお願いしており、趣旨的に同様のものと思っております。

認知症の方に対するケアは、その個人の症状や状態、ケアする側の介護技術等に応じて、様々な手法やアプローチ方法があるものと思っております。

ユマニチュードもその手法の一つでありますので、これに特化した趣旨普及を図るのではなく、現行の認知症に関する出前講座の中で認知症の方に接する際の一つの介護手法として、必要に応じて、考え方を御紹介してまいりたいと考えております。

○4番（江口祥子君） 認知症は高齢になるに従って増加すると言われております。団塊の世代が75歳を超え、今後、認知症が増えてくることは予想されま

す。

認知症になる最初の段階では、いろいろな症状が出るようですが、暴力的になったり、人格が変わったり、人を疑ったりとか、物忘れをするようになったりとか、このようなことがあるようですが、しかし、いくら脳の機能が衰えたとしても、好きか嫌いといった感情記憶は失われにくいと言われております。

ただ、認知症の人に対して、どんなに優しく接しても伝わらないことがあります。一生懸命やっているのに分かってくれないことも、これは思いやりが足りないのではなく、認知症の方への接し方、伝え方をうまくやっていけば課題を乗り越えられる、その一つの方法がユマニチュードの技法ということをして市民の皆様にお伝えしていただきたいと思っております。

認知症は本人だけの問題ではありません。家族や身の回りの方々にも影響が出てきます。市民に認知症を正しく理解し、知ってもらうことが大事でありますので、周知啓発に努めていただくことを期待いたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（中里純人君） 次に、高木章次議員の発言を許します。

[3番高木章次君登壇]

○3番（高木章次君） 高木章次です。事前通告に従って質問をします。

まず最初は、川内原発についてです。

項目が9点ありますが、1から5までは12月議会で質問をした内容の続きです。

それでは、1番目、2月の原子力総合防災訓練後に避難計画に関する住民との意見交換会を実施するとしているが、いつどのように実施するのかお伺いします。

昨年の6月、9月、12月議会において、避難計画に関する住民との意見交換会を実施すると回答されております。6月議会ではアンケート調査についても検討と回答されております。

実施する前提条件は整ったと思いますので、具体的な実施内容と日程について考えを伺います。

本市では、2014年に3か所で行っております。これ

は県と市が共催の形で説明をし、会場から意見、質問を受けるというようなことで実施しています。

非常に住民のほうから冷静で現実的、非常に説得力のある、基本的には実効性が本当にあるのかと、様々な疑問が投げかけられたものだと思います。よろしくお願いします。

壇上ではこれまでとします。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 高木章次議員の御質問にお答えをいたします。

避難計画についての住民との意見交換についてということであります。

昨年1月に発生をいたしました能登半島地震の影響を踏まえ、国においては屋内退避の効果的な運用に関して、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームを立ち上げまして、今年度8回にわたる検討会が開催されております。

その結果、会合報告書案というのが取りまとめられて、その案を提示されて、市町村からの意見を聴取、今年度中に報告書として取りまとめるという作業スケジュールになっているようであります。

2月7日、県から市のほうにその意見照会がございました。そして、提出期限が2月19日。2月7日に示されて、2月19日には提出期限ということでありました。

また、この募集期間中の2月14日から16日に原子力防災訓練が実施されたところであり、地震との複合災害を想定した今回の原子力防災訓練に参加をされました羽島地区、上名地区、川上地区の方々75名でありましたが、この75名の方に対して、避難や屋内退避についてのアンケートも実施したところでございます。

県からの意見照会につきましては、このスケジュールの下、アンケート調査の結果も参考にしながら、報告書に対する市の意見として取りまとめて提出したところであります。

訓練に参加された方々のアンケート調査結果あるいは市からの県への意見については、担当課長のほうから答弁をいたします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 原子力防災訓練に参加された羽島地区、上名地区、川上地区の40代から80代の住民75名に対し、訓練参加と屋内退避についてアンケート調査を実施し、69名から回答を得ました。

原子力防災訓練に参加した感想として、約9割の方が頼もしかった、あるいは安全だと思ったと回答されております。

これは今回、自衛隊や海上保安部の大型ヘリや船舶を使用したり、バスによる移動でスムーズに避難ができたものによると考えております。

また、原発事故の際に本市を含むUPZの住民に対して3日間の屋内退避を目安としていることについては、8割以上の方が屋内退避可能であると回答いたしております。また、3日間の食糧備蓄についても、8割以上の方が備蓄していると回答しております。

一方では、屋内退避中に気になることについては、健康、備蓄品、情報収集の順となっており、国や市に求めることについては、原発の情報、インフラや物資のこと、避難方法の順となっております。

その他の意見としまして、近所の高齢者への避難支援や避難する際の道路の混雑、長期の停電で情報や避難生活への不安などの意見がありました。

原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書案へ提出した意見については、木造家屋は25%軽減する効果があるとされておりますが、住宅性能や築年数により機密性に差があるのかや、地震による家屋の損壊状況による屋内退避の可否判断についてなど。また、3日間以上の屋内退避となった場合の物資の支援についてや放射性物質を含む空気の塊、これをブルームと呼びますが、その濃度や方向などの情報が個人に伝達される方法などについて意見を提出したところであります。

○3番（高木章次君） ありがとうございます。

アンケートの結果と提出した意見そのものはどこに公開されているのでしょうか。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） アンケートにつきましては、市のまちづくり防災課のほうに保存してあります。

県に提出した意見書につきましては、ただいま県のほうで取りまとめて国のほうに提出されるということになっておりますので、まだ公開できることにはなっておりません。

○3番（高木章次君） 公開することは禁止されているのでしょうか。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 今、審査の途中ということですので、公開できる時期が来たら公開できることになると思います。

○3番（高木章次君） 今、口頭での説明だけなので、文書としていただかないと、一体、本当にそういうものが書かれて提出されたのか検証のしようがないわけです。

積極的に速やかにホームページ上に公開するべきだと思います。いかがですか。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） また、関係機関と協議しながら検討してまいります。

○3番（高木章次君） 県に提出した意見については、現状、国の考え方、評価について、そのまま追認するというだけではないようですが、それなりに意見は言われたようですが……。

あまりここで議論をするつもりではなかったんですけど、非常に原子力規制委員会の屋内退避に関する検討内容についてはひどいもので、複合災害について全く無視をするという、能登半島地震のあの実態を完全に反映しない、教訓としないという強い意志を感じるような報告になっているんです。非常に残念です。

それで、別に原子力規制委員会の屋内退避の報告書だけを市として検討するべきだということでは全く思っていないので、あれはああいうものが出ましたねということなので、やっぱり本市独自に避難計画について考えるべきだということで、度々繰り返し質問をさせていただいています。

それで、改めて意見交換会の具体的な実施内容と日程について御説明をお願いします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 今回の報告書を踏まえて、国は今後、原子力災害対策指針や原子力災害対策マニュアルのほうに反映されるかどうかというのは今後検討されることと思います。

市としましては、今回の報告書提出のための意見照会に係る意見交換会は実施いたしません、UPZにおきましては、屋内退避が必要であることは示されておりますので、それを住民の方に周知すべきと考えておりますので、市民を対象とした出前講座等にて周知してまいりたいと考えております。

○3番（高木章次君） 今まで繰り返し言われてきたことと違ってきましたね。避難計画に関する住民との意見交換会を実施すると、繰り返し明言をされてきたと思っていましたので、具体的な実施内容と日程について、前提条件はもうクリアされたということなのでお伺いをしているわけです。

オープンな形で意見交換会をやるということは別に禁止されていることでもないですし、実際2014年に本市内で3か所、それぞれが200人、または200人を超えるような人数で開催されています。非常にどの会場も整然と行われています。何の問題もないです。住民が誰でも参加できて、自由に自分の意見や質問ができる場は必要だと思います。

やれるんですから、やってくださいということなんですけれど、回答してください。

○副市長（出水喜三彦君） これまで数度にわたって御質問をいただき、御回答してきた意見交換につきましては、屋内退避に係る検討チームにおいてこういった議論がなされるかを踏まえて、こういった意見交換ができるかを検討してまいりたい。このような答弁をさせていただいたかと思います。

議員おっしゃられる2014年の説明会につきましては、福島事故を受けて避難計画そのものが大きく変化をする中で、広く皆様方に説明をし、意見をいただくといったことで行われたかと思っております。

今回の屋内チームの検討におきましては、屋内退避の有効性は確認できるということでございます。大きな避難計画の方向性は変わっていないという中では、改めて大がかりな説明会を行い、意見を伺うことは必要ないのではなかろうかと考えております。

○3番（高木章次君） 能登半島地震の結果は、屋内退避はできないということが証明されたということなわけです。原子力規制委員会としては、屋内退避は成立しませんと。正直に言うと、じゃあ原発ど

うなるんだと。避難計画の根本が変わるよねと、前提条件が変わるよねと。じゃあ、ちょっと待てと。原発を一旦止めて、避難計画をもう1回作り直したと。そうになったら困るという判断なわけです。

原子力規制委員会の屋内退避の運用に関する検討チームの報告書だけを基に本市での避難計画を考えてもしょうがないわけです。現実的にどうするんですかという……。

本市は風下ですから、最初に北西の風がストレートに来ます。確実に来るわけです。全部包まれるわけです。どうするんですか。

だから、国がとか県がとかいいんです、そんなものは、どうでも。市が本市の住民の健康と命を守るということなんです。

自治権があって、国も九電も事故時支援するという立場なんです。責任は自治体にありますよと決まっているわけです。

被害者が出れば、避難計画が失敗すれば、自治体の責任だろうと言われるわけです。何やってるんだと、話が違おうだろうと、地元からの意見を自分たちは受けて支援をしてきたんだよと、支援するんだよと。自分たちには何も責任はないよと。自治体の責任だろうと言われるちゃうわけです。

だから、2014年、10年たちました。今、改めて住民が何をどう思っているのか。もちろん説明は必要です。今、避難計画がこうなっていますよと。能登半島地震でこうでした。熊本地震の結果もどうでした。今どういう改善がされたんですと。

40年超えです。基準地震動が大きくなりました。大きくなりましたが、耐震性の確認はまだ済んでいません。基準地震動は最終的に大きくなって、1年間過ぎました。九電は耐震性の確認について全く説明してないんです。1年間過ぎました。全く、全く説明してないです。

専門委員会がこの前、開かれましたけれど、全く説明してないんです。そこまですかにされているわけです。

九電はそもそも安全対策工事なんか必要ないという考えでしたから、渋々少し大きくしました。なんです。だから、やるべきなんです。やったからとい

って、別に誰も非難しない。

やりますと言ってきたわけですよ。やりますよと。やらなくなった理由はもういいですから、やる話をしてください。

○副市長（出水喜三彦君） 今、縷々お述べになりましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、これまでの議会において答弁してきましたのは、この検討チームの検討内容が出た中でどのように意見をお持ちなのか、意見交換ができるのかを検討してまいりたい、このようにお答えしてきたと思ってございます。

そうした中において、検討チームの報告書案の中においては、要点は屋内退避と避難との組合せは有効であるということの確認。それともう1点につきましては、複合災害時につきましては、災害指針、基本計画にもうたってありますように、まずはこの自然災害への対応を優先すべきであるというようなことが示されております。

一方で、その際の手順、自治体の役割といったものが示されていないと、このような状況でありますので、意見を提出したところでございます。

意見交換をするに当たっては、どこのポイントをもってどのように議論、意見をいただくかといったことも必要ですので、そういった意味では、大きな方向性が変わっていない中においては、説明会というものは果たして望まれるところであろうかというふうな思いがしております。

ただ、こういった方向である、引き続き屋内退避という考え方が示されている、このことは市民に対する周知を図っていかなければいけないところであると思っておりますので、先ほどまちづくり防災課長が申し上げました出前講座等を通じて、防災対策の周知に努めてまいりたいと、この答弁に尽きるかと思います。

○3番（高木章次君） もうこれ以上議論をしても前に進みませんので、次に行きます。

2番目、屋内退避では木造家屋では25%しか低減せず、コンクリート家屋でも50%しか低減しないことについて、避難される方々がこの数値でどうお考えになるかを本市としても検討したいとのことでし

たが、どうなっているのか伺います。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 屋内退避の安全性についてであります。

国が平成26年5月に示した緊急時の被曝線量及び防護措置の効果の試算についてによりますと、PAZ内の住民に関しては、放射性物質の放出前に予防的に避難を行うことが基本とされています。

これは原発から5キロ以内のPAZの中の放出元に近い地点では、建物内に退避していても、IAEAの示す週当たり100ミリシーベルトの基準を下回ることがないためであります。

一方、UPZについては、5キロメートル地点にいても被曝線量がIAEAの示す基準を下回っているため、放射性プルームの通過時に受ける放射線量を相当程度低減できることから、木造家屋の25%低減率でも低減効果があるとされております。

また、UPZ住民が避難することで、避難行動に伴う長期的な健康被害などの確率的影響のリスクを低減するため、外部被曝と内部被曝に対して、一定の低減効果がある屋内退避を行うとされております。

このような内容ではありますが、木造家屋の低減効果について、一律に考えることが適切かどうかという観点から、先ほど答弁しました原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書への市町村からの意見において、木造家屋の低減効果について住宅性能や築年数により機密性に差があると思われることから、放射性低減率の下限や許容範囲等の設定について意見を行ったところであります。

○3番（高木章次君） 意見を行ったところかどうかを具体的にお話してください。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 意見の内容としましては、このことに関しましては、国際原子力機関等の知見を参考とした試算では、木造家屋は25%低減する効果があるとされておりますが、住宅性能や築年数により気密性に差があると思われま。放射線低減率の下限や許容範囲などは設定されていないのでしょうかという意見を出しております。

○3番（高木章次君） 25%しか低減せずということなんですが、実は20%だったり、15%、10%、5%、1%という可能性が十分にあり得るわけです。

外とそんなに変わらない。

ですから、もうちょっと公の場でぜひ検討してください。専門家も交えて。非常に重大な問題なわけですから。

本市の一体、住宅の機密性の問題。ここも、だから、きちんと具体的に調べる必要がありますよね。25%ということなただけけれど、一応、これ。ばらつきが当然ありますよね。

そういうのも規制庁、規制委員会も調べた報告も出しています。あえてここでは延々との話になるので……。

ということなので、具体的にもっと説明、検討を公の場でお願いしたいと思います。

それで、次に行きます。

3番目、12月議会でもパンフレットでお示しましたが、屋内に放射能が入る状態のイラストが必要だと思いますが、どうでしょうかとお伺いしたんですが、これは回答がなかったんです。

ぜひ回答をお願いします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 屋内への放射線影響を表示したイラストについてであります。

イラストは国が作製したもので、屋内退避の有効性について被曝線量の低減効果があるかを概念的に示されたものと捉えておりますが、御意見の内容については、国へ報告してもらうよう県へ説明してまいります。

○3番（高木章次君） 今の国へというのは、何で国は部屋の中に放射能が入っているイラストにしないのでしょうかという質問をされたということではないですか。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） そうであります。

○3番（高木章次君） 素晴らしい質問をしていただいたと思います。期待したいと思います。どんな回答してくるか。

事故時に介護施設、病院などの施設職員が施設にとどまることに同意しているかについて、実態を把握してくださいと12月議会をお願いをしたんですが、把握していただけたでしょうか。質問します。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 施設職員の

同意の実態把握についてであります。

市の地域防災計画において、原子力発電所から10キロ圏内の介護保険施設、病院等の管理者は、県、市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携について避難計画を作成し、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図ることとなっております。

また、UPZ圏内においては、県が施設及び医療機関の避難又は一時移転に備え、関係機関と連携し、避難施設等調整システムにより、入所者の避難先を調整するための仕組みを構築しております。

このような屋内退避、避難の体制整備は、介護施設等の入所者及びその介護職員の被曝線量を合理的にできる限り低くする防護措置の基本的な考え方があります。

また、本市におきましては、全域が30キロ圏内のUPZであり、介護施設や病院だけでなく、全ての事業所や住民が被曝線量をできる限り低くするという国の指針に基づき、屋内退避や一時移転を実施することを目指しております。

そのため、介護施設等の職員のみを対象とした実態の把握を行うことは考えておりません。

○3番（高木章次君） 分かりました。市には期待できないことが分かりましたので、次に進みます。

5番目、市職員の事故時の被曝限度量はどうか決められたのでしょうか、お伺いをします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 本市職員が原子力災害時に災害対応業務に従事した場合、市地域防災計画の緊急事態応急対策の防災業務関係者の放射線防護に基づいて従事することとなり、国の基準を参考として数値が出されておりますが、それに関わらず、被曝線量はできるだけ少なくするよう努めるとされております。

また、被曝の管理については、県と協力し、被曝の可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部と現場指揮者との間で連携することとなっております。

県におきましては、被曝管理に当たっては、現地本部医療チーム及び環境放射線チームは原子力災害

医療対策班及び専門派遣チームとの緊密な連携の下に実施することとなっておりますので、本市においては、それらの指示の下にポケット線量計や防護マスク、防護服の着用、安定ヨウ素剤の服用を行い、また後日、内部被曝測定を行い、極力被曝しないよう細心の注意を払って、被曝管理しながら活動することとなります。

市職員の事故時の被曝限度量などの数値に関することについては、そのときの状況に応じて、国や県からの指示に従って進めてまいりたいと考えております。

○3番（高木章次君） 限度量について事故時に考えるというのでは、非常に混乱するんじゃないかなと思いますので、今から検討して決めるべきだと思います。

限度量は50ミリシーベルト以下で、自治体のほうで決められるわけです。県のほうからも50ミリ以下であればいいよということになっているわけです。

だから、決められるんだから、決めたほうが安心だと思いますが、今日はこれ以上言いませんけれど、本市として決められるんですから……。

しかし、職員の中でこれ相談されたんですか。限度量を決めなくて。決められるんだけれど、決めないことにしようねと。事故時になったら考えようねと。しかも自分たちで決めるということでもなくて、結局、国や県と相談した上で決めるということのようですが、それでいいのかなと……。

とにかく職員の中で決めないということを相談されたということでもいいんですか。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 先ほども申し上げましたが、市職員の事故時の被曝限度量等の数値に関することにつきましては、そのときの状況に応じて、国や県からの指示に従って進めてまいりたいと考えております。

○3番（高木章次君） あと、防護マスクのことが出ましたが、防護マスクはN95マスク相当ということでもいいんでしょうか。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） それに関しましても、その時々で必要な防護措置を取りたいと考えておりますので、現時点で限定した考えは持つ

ておりません。

○3番（高木章次君） 事故が発生してからN95マスクを発注しても何日も着くのにかかりますので、または発注する人も大勢になると思いますので、手元に届くまでいつになるか分からないという状態になると思いますから、早めに決めて発注をされたらどうかと思います。

そんなに市職員だけであれば、何万枚も発注することはないと思いますので、速やかに発注されたらいいと思います。

N95マスクは別に要らないと、風邪用の普通のマスクで十分だという考えなんでしょうか。お伺いします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） そのようなことは考えておりません。国や県と協議して決めていきますので、決して風邪のマスクとは考えておりません。

○3番（高木章次君） ということは、N95マスクを使うということによろしいんですね。

○副市長（出水喜三彦君） N95マスクにつきましては、計画的な備蓄という形で進めてございますので、その必要数等はまた勘案しながら対応したいと思えます。

詳細な備蓄数等については、資料を持っておりませんので、ここでは発言を控えさせていただきたいと思えます。

それと、先ほど被曝限度量のお話がありました。その時々でというような答弁もございましたが、基本的には通常の場合であっても県の基準50ミリシーベルトに合わせる形での市の対応となりますので、その点は御理解をいただきたいと思えます。

併せてもう1個、お話しさせていただきます。

先ほど質問が変わっておりますが、イラストのところで問合せにこれを入れるべきじゃないかという質問を市側がした、このような形で捉えられたかと思えますが、議員のほうからこういった御意見がありました。この旨を国のほうにはお伝えしたと御理解ください。

○3番（高木章次君） 次、6番目、倒壊した家屋からの救出の実効性について伺う。

これは原発事故だけではないんですけれども、これは前回質問したんですが、時間切れ、時間の計算を間違ひまして、回答準備をしていただいていたんですが、お受けできませんでした。すいません。よろしくお願いします。

○消防長（下池裕美君） 倒壊家屋からの救出の実効性についてであります。

倒壊家屋が複数に及ぶ大規模災害時の初動対応といたしまして、まず消防署の職員につきましては、週休者等もございまして、その職員、全職員を招集いたしまして、まず警防力の強化を図り、人命危険が大なる施設を優先して対応してまいります。

そして、消防団につきましては、市内の全分団を招集いたしまして、管轄する災害現場対応に従事していただくこととしております。

さらに、本市の消防力を超える同時多発時におきましては、隣接市や鹿児島県の消防応援協定、さらには全国の緊急消防援助隊、警察、自衛隊等に応援要請をいたしまして、消火、救助、救急等の活動を実施することといたしております。

また、地震による原子力事故時におきましては、国が示します原子力施設等における消防活動対策マニュアルに基づきまして、放射線危険区域等への侵入におきましては、防護服、呼吸保護具、個人警報線量計等を装着いたしまして、定められました活動可能時間ごとに人員交代を行うなど、隊員のまず安全管理を図った上で救助活動に取り組むことといたしております。

いずれにいたしましても、日頃から様々な災害を想定いたしまして、救出救助技術の向上のための訓練を実施しております。中でも倒壊家屋からの救出救助につきましては、公共施設の用途廃止に伴う解体時におきまして、建物を災害現場と想定し、訓練を行い、現場対応の実効性の向上に努めているところであり、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（高木章次君） ありがとうございます。

羽島での訓練を見学させていただいたんですが、大変だなと。1軒の木造の家で救出しようと思うと、最低でも3人ぐらいはいないと、チームでやるとい

うことで……。

地震の場合は同時多発みたいなことになると思うんです。そうすると、一体、何軒の家に対して救出活動が可能になるんでしょうか。その辺の計算みたいなのは、一体どうされているんでしょうか。

○消防長（下池裕美君） 今現在、具体的に何軒といったような試算まではできないところではあります。まずは被害を受けられた方がどこにいるのかといったような調査もまず入らないといけない。

そういった中で現在、消防署はドローンも活用した調査方法も研究に入っております。そういった資機材も備えているところでもありますので、まずはそういったものを活用しながら、まず人命救助をどこからしなければならないのかといったようなものも、今後、研究したいと思っております。

○3番（高木章次君） 建物崩壊で埋まってしまうというのは、本当に自分自身も老朽の家に住んでいるので、地震のときに埋まってしまう可能性もあるので、そのときどうするのかな。

だから、住民が本当に倒壊する可能性、そして、そこで埋まってしまうというか、その可能性を考えて、うちの場合、自分の場合はどうしようかというのを考え始めないとまずいんじゃないかなと思って

いるんです。
その辺の今後の住民側に対する広報なり、要求というか、要望というか、そういうのはどう考えられていますか。

○消防長（下池裕美君） 現在、消防では救命救急という部分で、市民の方には救助活動、救出活動といったような人命救助の広報、研修等もしているところあります。

そのほか住民が直接動くとなりますと、自主防災組織での活動といったものも今後重要ではなかろうかなと考えているところです。

○3番（高木章次君） 消防隊員、消防団の人数も限りがあると思うので、やっぱり隣近所で救出作業をするというようなことをすぐに始めないと間に合わないという状態になるのかなと思っているので、やはり非常に大きな本市の課題ではないかなと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（中里純人君） 質問の途中ではありますが、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時15分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○3番（高木章次君） 川内原発、続いて質問です。

7番目、安定ヨウ素剤の事故時の緊急配布場所についてなんですけれども、2月の原子力防災訓練時に薩摩川内市内では緊急時の配布場所を17か所用意すると聞きました。

本市の場合はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 安定ヨウ素剤の事故時の配布場所についてであります。

原子力災害が起きた際の緊急配布場所につきましては、令和3年度から原子力防災訓練時に市が提案した配布場所にて、県が配布訓練を実施しているところあります。

県におきましては、他市においても原子力防災訓練時において、各所で自家用車やバスで来られた方々がスムーズな受渡しができるかなど検証しているところではありますが、本市としましては、市が提案した場所が災害時の状況に応じて配布場所になるよう、県と協議してまいります。

○3番（高木章次君） 結局、本市ではいまだに2018年以来、場所が検討中のままだということなんですね。残念です。

時間がないので、次に行きます。

8番目、2月の原子力防災訓練で自衛隊の応急架橋訓練が羽島でありました。道路が不通となれば架橋できないとの話を直接聞いています。

橋が落ちた場合、自衛隊とは別に架橋は可能なんでしょうか、お伺いします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 2月16日の原子力防災訓練では、地震で橋が落ちた場合や段差ができて車両が通行できないことを想定して、陸上自衛隊川内駐屯地によって、応急架橋訓練が行われ

ました。

訓練では想定震度が本市で震度7であったことから、架橋訓練と併せて崖崩れなどにより道路の寸断で自動車等が使用できなくなり、孤立した住民を避難させる訓練として、航空自衛隊の大型ヘリや海上保安部の船舶による避難訓練を実施したところがあります。

自衛隊の大型ヘリ訓練につきましては、本市で離着陸できるかを確認するために、事前に自衛隊と協議を重ねました。今回、離着陸場所として使用したふれんどパーク羽島程度の広さで十分可能であることが確認できたことから、災害の際には複数のヘリによる住民の大量避難が可能であることを確認できました。

海上輸送についても、住民の大量避難が可能となることが確認できました。

このように応急架橋にこだわらず、状況に応じて必要な手段を組み合わせ、住民に対する避難を実施してまいりたいと考えております。

○3番（高木章次君） 回答になっていないんですが、次に進みます。

9番目、2月の原子力総合防災訓練について、本市としての評価、それに基づく改善要求などはどのように行うのでしょうか、伺います。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 今回の原子力防災訓練については、国の原子力防災訓練と一体となったこともあり、各訓練が動画や写真撮影、外部の評価委員が同行するなど、国は独自の評価を実施することとなっております。

県につきましては、3月中旬以降に訓練に参加した市町と意見交換をする予定ですが、詳細についてはまだ未定であります。

市としましては、国や県との会議に参加したことで住民の避難訓練の状況についてアンケートの結果などを用いて説明し、県や他市町と今回の訓練について課題等を整理し、来年度以降の訓練に活かすこととしております。

今後も防災対策の充実強化に取り組んでまいります。

○3番（高木章次君） 本市としての評価について

も公開をするようにしてください。あと、県の原子力専門委員会でもこのことについては報告が出ると思いますので、それに対しても意見書を出すということも可能ではないかと思いますので、検討してください。

次に進みます。

二つ目のテーマのコロナワクチンについて伺います。

1番目、本市でのコロナワクチンの接種者数と副反応の状況。あと、実際に使用されたコロナワクチンのメーカー別など、回答できる範囲内でお願いしますので、回答してください。

○健康増進課長（久保さおり君） 本市の今年度の新型コロナウイルスの定期予防接種者数は2,337人で、接種率は22.5%であります。

使用ワクチンの内訳は、ファイザー社製2,031人、第一三共社製77人、武田薬品工業社製229人です。

次に、健康被害の状況についてでございますが、新型コロナウイルス予防接種が開始されました令和3年2月から本年2月27日現在までの予防接種健康被害救済制度の本市の進達件数は、死亡以外の1件で認定がなされております。

国においては、進達受理件数は1万3,040件で、死亡、障害年金等全ての認定件数の合計は8,929件です。

なお、今年度から開始しました定期予防接種による本市における健康被害の相談等は現時点ではございません。

○3番（高木章次君） 死亡者数に限って言うと、何人になりますか。

○健康増進課長（久保さおり君） これまでの健康被害救済制度の死亡件数でよろしいでしょうか。

○3番（高木章次君） はい。

○健康増進課長（久保さおり君） 死亡の受理件数が1,674件のうち、認定がなされているのが983件でございます。

○3番（高木章次君） 大変多い死亡者数だと思います。インフルエンザワクチンに比べると、圧倒的に多い人数になっています。非常に心配です。

次に2番目、12月の一般質問時に五つの提案に対して、それぞれ対策案を示していただいておりますが、その後の対応についてどうされたのか、具体的な説明をお願いします。

○健康増進課長（久保さおり君） まず1点目に、新型コロナウイルスワクチンの健康被害状況に関する情報のホームページ等による広報や内容の充実についての御提案であったかと思います。

新型コロナワクチンに関する情報については、予診票や説明書送付文書へ記載をしております、より詳しいことは市のホームページから厚生労働省のホームページへのリンク設定で確認できるようにしておりましたが、市ホームページの見直しを行い、より分かりやすいものに整理をしているところでございます。

二つ目に、予診票などの表現の見直しについての御提案でございました。

こちらにつきましては、積極的勧奨と誤解されることがないように、来年度に実施する際の内容、表示について検討を行っております。

三つ目に、実施医療機関での副反応の説明について、これまでも配布している実施要領とガイドラインに基づき、接種前後の説明は十分になされていると理解をしておりますが、来年度も実施する際は、医療機関へ改めて丁寧な情報提供を行う予定としております。

四つ目のワクチンに関する市民への情報提供についてでございます。

こちらにつきましては、使用されるワクチンは全て国において審査され、国の責任において承認されているものであることから、国が公表している情報を確認いただけるように、市のホームページに厚生労働省のホームページのリンク設定を行っております。今後も同様に対応したいと考えております。

最後に五つ目ですが、新型コロナワクチンの副反応に関する窓口や予防接種健康被害救済制度の情報提供の在り方についてです。

必要な情報がより分かりやすいものとなるよう、送付する説明書の内容の検討や市のホームページの構成をワクチンの効果や副反応、救済制度について、

同じページで確認できるよう見直しを行うなど、来年度の実施に向けて現在、整理を進めております。

今後も接種を受ける方々に正確に情報を伝え、理解した上で安心して接種いただけるように、引き続き丁寧な情報提供に努めてまいります。

○3番（高木章次君） 来年度とか改めてとか、今後に期待をしたいということのようですので、期待したいと思いますが……。

コロナワクチンによる副反応の種類なんですから、非常に多くて、自分が具合が悪くなったときに、一体これがコロナワクチンのせいなのか、別な理由なのか、年を取ってきたからしょうがないのかなみたいな……。

要するに、判断、要するにコロナワクチンが、体調が悪かった……。今後に期待します。

あと、レプリコンワクチンについては、ゼロということでもいいんでしょうか。聞き取りにくかったんで、お願いします。

○健康増進課長（久保さおり君） レプリコンワクチンの使用はございませんでした。

○3番（高木章次君） 3番目、洋上風力についてなんですが、浮体式洋上風力技術研究組合も昨年、設立されました。浮体式洋上風力については、以前も着床式とは別に浮体式も検討するべきではないかという話をしていますが、非常に浮体式洋上風力に対する期待も高まり、具体的な動きも強まっているのではないかと思います。

ぜひ浮体式も本市としての検討対象に加えるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか伺います。

○市長（中屋謙治君） 浮体式の洋上風力発電についてということであります。

御案内のとおり、大手電力会社、それから民間企業で構成されます組合が昨年3月設立をされて、浮体式の早期導入に向けた動きというのが進んできているようであります。

国においても、グリーンイノベーション基金事業ということで洋上風力発電の低コスト化プロジェクトというのが進められております。

その一環として、昨年6月に実証事業が全国2か所で始まっております。一つが秋田県南部沖、もう

一つが愛知県の田原市と豊橋市の沖、この2か所で実証事業が進められているようでございます。

一方で、国においては第7次のエネルギー基本計画というのが閣議決定されまして、この中で再生可能エネルギーの主力電源化ということが進められ、中でもEEZの浮体式洋上風力導入拡大ということがうたわれているようでございます。

こういう浮体式に関する動きがある一方で、本市では令和4年度から着床式の調査研究事業というのを進めてきております。その結果、利害関係者の皆さんの一定の理解が得られたと認識をしております。市内4漁協支所の共同漁業権内の海域に着床式洋上風力発電事業を検討できませんかということで国への情報提供を県に今、提案をしているというところでございます。

今、申し上げたように、市といたしましては、まずは先行的に着床式を進め、その後、浮体式についてもその可能性というのを視野に入れて研究していきたいと考えております。

○3番（高木章次君） 2月27日に東京で浮体式を中心としてセミナーが開催されまして、私は残念ながらウェブ参加だったんですが、お話を聞いて、意見、質問も出しています。

非常に浮体式については参加企業が広範囲に及んでいまして、9電力もこの研究組合に参加しているんです。もう着床式の次に浮体式という順番ではないと考えているんです。

一番最後の5人目の講演者に聞いたんですが、「着床式と浮体式と一体どちらが早くできるのですか」と聞いたら、「陸上での生産設備ができさえすれば、浮体式のほうがそれは早いですね」という話をされています。

ですから、まだまだ先だよと思っているのではなくて、あっという間に早いつもりが遅い、またはなくなってしまう。着床式はやっぱり限界がありますので……。

今後の浮体式への検討を要求する形で、一般質問を終わります。

○議長（中里純人君） 次に、松崎幹夫議員の発言を許します。

[6番松崎幹夫君登壇]

○6番（松崎幹夫君） お疲れさまです。それでは、通告に従い、3件のことについて市長に質問をいたします。

一つ目は、防犯カメラの増設についてであります。

市民の生活様式がデジタル化などにより多様化する現在、犯罪の形態も広域化、凶悪化する中で、安全で安心して生活ができる環境を市と地域が協力してつくっていくことが大切であると私は考えます。

本市においても通学路の安全を確保するために、かねてから見守り隊など多くの市民の方々が防犯対策に頑張っていただいております。本当に感謝であります。

御承知のとおり、防犯カメラは犯罪抑止効果や万が一の事件の解決に評価されており、そして、今では事業所においても、市民生活においても、カメラ設置が進んできております。

防犯カメラは市民生活において必要なアイテムであると認識されてきていると思います。

そこでまず、本市の防犯カメラの設置状況と新規設置の考えを伺いまして、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 松崎幹夫議員の御質問にお答えをいたします。

市内にある防犯カメラの設置状況と新規設置についてであります。

現在、本市内の防犯カメラについては、令和元年度に串木野駅前広場に1基、その後、令和2年度に市来駅前広場、令和3年度に神村学園駅前広場にそれぞれ1基ずつ設置をいたしております。

これらの防犯カメラによります情報の提供につきましては、いちき串木野警察署との協定に基づき、これまでに事件捜査で3件、行方不明者の捜索で9件情報提供を行ってきているところであります。

昨今、全国的に闇バイトによります凶悪強盗事件、あるいは特殊詐欺グループによる犯罪のほか、あおり運転の様子などが深刻な社会問題だということで、マスコミでも大きく取り上げられるような状況であります。

また、高齢者が増えて、行方不明者の増加ということも今後懸念されるところであります。

そのようなことを勘案いたしますと、防犯カメラは今後、必要な社会インフラになるのではないだろうか、このようにも考えるところであります。

こういう考えの下に新たな防犯カメラの設置につきましては、一方でプライバシーの保護という観点も留意しながら、効果的な場所について、関係機関と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○6番（松崎幹夫君） 今、答弁をいただきました。

本当に犯罪の形態も広域化、凶悪化してきているということでもありますし、答弁といたしましては、前向きに進めるという答弁をいただきましたので、やはり、犯罪が起こったときには、追跡調査であったり、犯人を追い込むこともあります。そういう部分ではカメラの数、個数をやっぱり増やしていただきたいという思いであります。

前回も言ったときに、令和元年の時に日置市が100個つけております。薩摩川内市も防犯カメラとドライブレコーダーを合わせて400台つけているという状況であります。

そういう部分では、今、答弁がありました三つの駅につけていただいたと。本当に抑止効果であるとも思いますが、やっぱり数をもう少しつけていただきたいなという思いでもあります。

要望としてつけるべきだと思いますが、いかがですか、お伺いをいたします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 先ほど市長から答弁がありましたように、本市におきましては、警察との協議において駅周辺に防犯カメラを設置しております。また、コンビニや金融機関などにおいて防犯カメラを設置してある事業所もあります。

事件や事故の防止という観点からそれら既存のカメラの現状を調査して、効果的な設置に向けて関係機関と協力して取り組んでまいります。

○6番（松崎幹夫君） 今の答弁も前回もコンビニであったり、金融機関であったりという部分は自分も確認にも行きました。そういう部分では道路を向けたりとか、人が通る方向を向けたりとかというこ

とで、御協力をいただいております。

ただし、私の思いというのは、数をつけないと、それがそれなら事件があったときにどういう抑止力になってくるかという部分ではつながらない部分が出てくるんじゃないかと思います。やっぱりそういう部分では、前向きにつける方向の協議をしていくという話はお伺いをいたしました、しっかりとつけていただきたい。

本当に民間も事業所もついています。ですから、本当に途切れるところというのが幾つかしかないかもしれません。しかし、やっぱりそういうところをしっかりと検討していただきたいと思います。

そういう部分では前に進むという答弁でありますので、期待をしたいと思います。

次に行きます。

子どもたちが巻き込まれる犯罪や事件が全国各地で増えています。我が市の子どもたちを守り、犯罪の起きない環境をしっかりと整えるべきと考えますが、子どもたちが巻き込まれないためにも、警察、防犯協会、まちづくり協会、PTAなどの全市的な連携をどう考えるかお伺いをいたします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 犯罪におきましては、地域ぐるみで見守り活動などを実施することが効果が高いと言われております。

自治公民館やPTAなどの立哨活動を行っております。各地区の青パト隊につきましては、九つの隊で132名、車両が46台が登録されて、自動車での登下校時の地域巡回や一緒に登下校をするなどの活動をされております。

防犯カメラによる監視はそれらの活動を補完するものとして位置づけ、地域の見守り活動を基本として包括的に進めていくことが必要であると考えております。

○6番（松崎幹夫君） 本当に本市の見守り隊、青パト隊という形でかなり抑止の効果というのはものすごく流れはいいと思います。

ですから、本市のこの取組というのはものすごくいい形であると思いますので続けていただきたいし……。

しかし、担当課としても大変厳しいという部分も

あると思いますが、そこを周知して頑張っていたきたい。いちき串木野市のまちづくり防災課の取組というのは素晴らしいなと思いますので、続けていたきたいと思います。

そしてもう一つ、1年後に中学校の統廃合が計画をされております。通学の状況など再認識して、統廃合前に設置数を増やすべきではないかと、もう1回伺いをいたします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 中学校の再編により通学路の変更やスクールバスの停車場、自転車通学で要注意箇所などの再点検を学校が主体となって地域と協力して実施し、教育委員会や関係機関と協議してまいりたいと考えております。それらを警察や防犯協会と共有しながら進めてまいります。

○6番（松崎幹夫君） まだまだ今からだと思えますけれど、もう1年後には統廃合されます。そういう部分では、今言われたバスの停留所、自転車通学という一番心配な部分が出てくるのかなとも思っておりますので、そういうところをしっかりと気をつけていただきたい。

そして、さっきから進めるということで、協議する、いい答えをもらっているんですが、はっきりと協議しながらどこに何個ぐらい。そこはやっぱり数は言えないでも、確実に本市のために、防犯のためにつけますよと、進めていきます。

前回も私が言ったときには、警察、防犯協会と協議してということでありました。それで協議していただいたことでもあります。

ですが、やっぱり今回も三つの駅にはついておりますが、大原交差点が一番危ないと思います。天蓋、ドリームキャノピーも金融機関のほうからもカメラがあります。でも、全部が全部写っているという姿ではありません。旭町のロータリーにしても一緒です。金融機関が2軒ありますけれど、はっきりとそれが確実に写っているという姿ではありません。

ですから、やっぱり一番危ない大原交差点、市来農芸高校前、市来小前、人が集まる公園、それから高速を降りたときの観光案内所前とか神村学園前とか、子どもたちを見守る場所を考えてどうかと思

いますが、いかがですか、お伺いいたします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） コンビニや金融機関など防犯カメラが既に設置している場所があります。既存のカメラの現状を調査して重複しないように、設置できる場所について関係機関と協議してまいります。

また、防犯カメラの設置と同時に「防犯カメラがついています」という表示も犯罪の抑止力になると考えますので、先進地などの事例を参考に検討してまいります。

○6番（松崎幹夫君） やっぱり同じ答えでですね。

うれしいことなんです。前に進みますので、うれしいことでもありますし、今も言いました防犯カメラがついていますという表示も本当に効果があります。私も自分の神社のほうにそれをつけて効果がありました。

ですから、やっぱりそういう抑止力部分でカメラがついていますよという表示も大変大切なかなというふうに思います。

ですから、はっきりと数も本当に検討していただいて、カメラが写ってない場所を調査していただいて、前に進んでいただきたいと思います。

前は答えがなかったですけど、今回は前向きにという答えはいただいておりますので、私もうれしく思っておりますが、しっかりと前に進まな意味がないと。

今回は特に答是的にも協議して検討しますという姿でありますので、しっかりと前を進んでいただきたいと思います。期待します。

三つ目のさっきも言ってしまいましたが、前回の質問で警察や防犯協会などとの協議の進展という点ではどういうことか、伺いをいたします。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 令和元年度に串木野駅前広場に設置する際、警察署と協議し、設置場所を決定した経緯があり、その後も市来駅前広場、神村学園駅前広場に設置する際には、関係機関と協議して進めております。

その後は具体的な設置の計画がないことから、いちき串木野警察署などとの協議は行っておりませんが、今後、新たに設置する際には、カメラの性能や

方法、設置場所について協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○6番（松崎幹夫君） 前回もそうでした。ですから、しっかりと警察、防犯協会と協議して、つける場所を、市長、決めていただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

それと、前回質問してから設置数が増えないので、今日質問したんですが、答えとしてはものすごく前向きな答弁をいただきました。ですから、そういう部分では言うてよかったのかなという思いでもあるんですが……。

カメラを付けるということは予算もかかります。ですから、今までついた部分というのは、どこか50万円弱の防犯カメラだったと思います。そういう分では私は高いのじゃなくていいので、数をつけていただきたい。そして、写らないところが絶対ないですよというぐらいつけていただきたいなという思いでもあります。

それと、よく今使われておりますクラウドファンディングを利用して、お金を集めて、それを活用したらどうかという思いもありますので、市長、どこか前向きな答えは聞いたんですが、クラウドファンディングにしろ、そういう活用にしろ、どうですかね、市長のほうにお伺いをいたします。

○市長（中屋謙治君） 先ほど具体的な場所を、例えば大原交差点はどうだ、ドリームキャノピーはどうかということで、具体的な場所を出していただきました。

財源の問題もあるんですが、壇上から申し上げたように、例えば公園に防犯カメラがといったときのいざ事件・事故があったときには、それが随分活躍するんでしょうけれども、一方でそのことが気になる方という……。

ですから、そこら辺の兼ね合いを先ほど神社の例をおっしゃいました。神社でもって例えばさい銭、そういうことで事件がといったときには活用されるんでしょうけれども、今、公園で申し上げましたけれども、こういったプライバシーという観点も加味しながら、具体的な場所を先ほど御提言いただきましたので、そこにどのような形のものが必要か。あ

るいはどういう目的で設置するんだという、ここら辺を整理しながら、検討を進めさせていただきたいと思います。

財源については、1個当たりがこれまでの例を見ますと50万円程度。しかしながら、随分、最近、性能がよくなっているという話も聞いております。

財源の問題よりは今、申し上げたような観点のほうを優先して検討したいと思っております。

○6番（松崎幹夫君） 今回こうして防犯カメラの件も質問とさせていただきましたが、やっぱり市民の皆さん方の抑止という部分で考えたら、前向きに答弁をいただきましたので、よかったのかなという思いであります。

ただ、今回、防犯カメラをどこにつけたらいいのかということで自分で確認しているときに、危ないと感じたところが、本市の国道3号線で歩道の道路側にガードレールがついてないというのがどこもです。3号線、皆さん、頭の中に考えてください。3号線を考えたときに、道路側にガードレールはついてないです、ほとんど。

でも、子どもたちが通学路として通るところは、ちょっと違うんじゃないかなとこの前思って、市来農芸高校前から旧鹿銀のところが今、薩摩渡瀬橋の架け替えで市来農芸から鹿銀のところを通過して、信号機を渡って、えびす橋を通過するというのが通学路だということでもあります。

ですから、あそこが3号線、子どもたちが通ります。でも、ガードレールはないんです。ものすごく危ないなというのを感じたものですから、この件は通告をしておりますので、私の独り言で、皆さん方に、都市建設課のほうにお願いしたいという思いであります。

通学路としてありますので、やっぱり危険だと思いますので、そこは確認をしていただきたいと思います。

次に入ります。

2番目の公用車へのドライブレコーダーの設置の考え方と設置状況についてということでお伺いをいたします。

本市の公用車はあまりドライブレコーダーはつい

ていませんが、職員の安全運転意識の向上や交通事故発生時における事故の責任の明確化を図るほか、市内をくまなく走行している公用車にドライブレコーダーを設置することで、動く防犯カメラの効果が期待できます。

今現在、公用車へのドライブレコーダーの設置状況と県下他市の状況をお伺いいたします。

○総務課長（岡田錦也君） 本市の公用車へのドライブレコーダーの設置状況と県内他市の公用車へのドライブレコーダーの設置状況についてでございます。

現在、公用車全車両154台のうち、ドライブレコーダーが設置してある車両は緊急車両や使用頻度が高い行政バスや塵芥収集車、コミュニティ自動車など33台に設置しており、設置率は21.4%でございます。

また、県内18市の公用車へのドライブレコーダーの設置状況につきまして、本市が調べた資料によりますと、設置率で申しますと、設置率が一番低い市が約8%、一番高い市で100%、18市の平均設置率は約54%となっている状況でございます。

○6番（松崎幹夫君） 21.4%ということでもあります。それで高いところは100%つけているということでもあります。

そういう部分でいけば、本当に市長車、議長車、今、言われました特殊自動車、消防、救急、福祉バス、給食センター、道路パトロールというような車というのは早急につけていただきたいという思いと、ここでも思いは50%ぐらい、半分は早急につけるべきじゃないかなという思いがしておりますが、今後ドライブレコーダーの設置の考え方をお伺いいたします。

○総務課長（岡田錦也君） 公用車へのドライブレコーダーの今後の設置の考え方につきましてでございます。

議員仰せのとおり、公用車を運転する職員の安全運転の意識を向上させるとともに、事故が発生した場合の責任の明確化と処理の迅速化などにもつながると考えられますことから、今後は更新を行う車両と必要性に応じてドライブレコーダーを設置し、適

正な管理運用を図ってまいりたいと思っております。

○6番（松崎幹夫君） 更新を行う車両については、設置を行うということでもあります。

今154台ある中で33台しかついてなくて、更新を行う車両といえば、年間でいったら何台になるのかな。そんなに進まないなという思いがするんです。ここでも前向きな答弁が来ないのかなという思いなんですけど……。

更新を行う車両といえば、そんなに年間四、五台ですか。そういう部分ではまだまだちょっとやっぱり……。職員を考えたら、市長、ここも早急につけるべきと思いますが、市長の答弁はいかがでしょうか。

○市長（中屋謙治君） 公用車のドライブレコーダーの活用といいましょうか、安全運転意識を高め、そして、いざ事故があったときの責任の度合い等々でもって有効性ということは確認いたしておりますが、今あります全部で150台、このうちのまだ30数台ということでもありますので、ここら辺については、まずは更新するときにはということで、これから必要であろうという、このことはなんですけど、既存のものについて、どういう形で設置できるのかできないのか、あるいはどういう活用がということでしょうか。そこら辺は検討させてください。

○6番（松崎幹夫君） 今ありましたように、特殊車両については早急につけていただきたいと思います。それに合わせて、できるだけ早い時期の更新を行う車両について設置していただくという考えをもうちょっと大きくしていただきたいと思います。

やはり公用車の事故等の専決報告が時々あります。事故の割合は本当に確かなのかと、運転する職員からすると、ドライブレコーダーが付いていると安心するし、安全運転を心がけていただくためにも、早い時期に進めていただきたいと思います。検討していただきたいと思います。

次に移ります。

3番の古文書や郷土史料等の保存場所について伺います。

昨年11月に郷土史研究会の皆さん方と語る会をさせていただきました。史料であったり、史料の保存

であったり、解説であったりということで、まだまだ進まない部分を話をされました。

本市の状況というのがどのようなことになっているのかということで、お伺いをしたいと思います。

まず、現在の保存状況、展示状況についてお伺いをいたします。

○社会教育課長（榎並哲郎君） 本市に残る郷土史料の保存と展示状況についてでございます。

収集した史料につきましては、図書館前の中央公民館1階ロビー、中央公民館3階の歴史民俗資料室、そしていちきアクアホール歴史資料室において、保存と展示を行っております。

中央公民館3階にある歴史民俗資料室、図書館前の中央公民館1階ロビーでは、主に串木野地域で収集した生活用品や漁具、古文書、土器、貝殻コレクションの展示を中心に行っております。

いちきアクアホール歴史資料室では、主に市来地域で収集した郷土史料を展示いたしております。祇園祭の道具や農機具、市内で発掘された市来貝塚の出土品等を中心に展示をいたしているところでございます。

○6番（松崎幹夫君） 私も見させていただいたんですけど、前も見たんですけども、正直言って、課長、3階までは市民の皆さんは行きませんよね。この辺を変えていかないと、本当に大変かなという思いでありますし、逆に私はアクアホール歴史資料室というのを初めて見させていただきました。まだまだ余裕のある建物だなと感じておりますので、しっかりとここはまだ変えていけるなという思いでありますので、そういう分では中央公民館の3階の展示場というのは、検討していかないといけないのかなという思いであります。

現在、三つの展示場がありますけれど、文化財の展示物の活用として、常に何かイベント等アピールをしている部分がありますか、お伺いいたします。

○社会教育課長（榎並哲郎君） 歴史資料室のほうに展示してある品物の活用方法ということでの御質問であったかと思えます。

今現在、中央公民館3階の歴史資料室につきましては、今、御指摘がございましたとおり、3階にあ

るということでなかなか見に来ていらっしゃる方がいないという状況であるかと思えます。

また、中央公民館の図書館前の1階ロビー、併せまして、いちきアクアホールの歴史資料室、こちらのほうもその資料を目的に見学に来ていらっしゃる方が少ない状況であるかと思っております。

そのようなことから学校の歴史教材としての活用をお願いしたり、また社会教育課のほうではこの歴史資料を使いながら講座を開いて、資料のほうに興味を持っていただく、来館していただいて資料室を知っていただくという取組を行っております。

引き続きこの事業については行ってまいりたいと考えております。

○6番（松崎幹夫君） ですよ。やっぱり何かイベントをして、人を呼ぶというような取組をしないと、3階には上がらないし……。

去年の9月の広報の中に8月3日にあった「縄文時代へのいざない」ということで、子どもたちを集めての夏休み期間中にあったイベントが紹介をされています。

ですから、これも子どもたちが夏休みだからといって集まるかというのじゃなくて、石を使って勾玉づくりの体験があったという部分で子どもたちが集まったのかなと思いますので、やっぱりいろんな形でイベントをする。そして、イベントをすることによって、いちき串木野市の文化財を知っていただくという流れになってこないといけないと思うんです。

ですから、社会教育課で歴史史料の講座であるという話の中に、子どもたちをいろいろな形で呼んでする体験とか、そういうのを常に社会教育課も幅は広いですけど、進めていただきたいなと思います。

次に行きます。

麓地区などの貴重な史料を保存されている方々との協議はされているのかということであります。

昨年も同僚議員の質問もありました。個人のものではありませんが、多くの史料を持っていらっしゃいます。そういう部分では市がしっかりと対応していただきたいという思いでもありますし、市の文化財ということで守っていただきたいという思いもありますが、その協議をしているかということについて

お伺いをいたします。

○社会教育課長（榎並哲郎君） 様々な団体のほうとの協議を行っているかということになるかと思えます。

市内には歴史的史料の保存や伝承活動を行っているいただいているいちき串木野市郷土史研究会などがございます。その団体の総会などに出席をいたしまして、市内に残っている史料等についての情報の収集や運営等に関する困り事をお聞きいたしております。

その中でもたらされた情報を基に社会教育課の職員、史料収集調査員において、文化財保護審議会と連携を取りながら、個別に訪問をいたし、保存の方法等についての相談を承っております。

また、古文書に関しましては、所有者の方の了解が得られたときには、文化財保護審議会委員において解説を進めるなど、文化財等調査保存事業がございますので、この事業を通して市内各地に残されている貴重な史料の発見や収集等を行っております。

○6番（松崎幹夫君） やっぱりいろいろな形で関わっていただいて、そして市が、社会教育課が先頭に立って支えていくという姿も、個人のものではありませんけれど、そういう形でしっかりとお付き合いしていただきたいとも思います。

その中でしっかりと協議をしながら、了解を得られたときには、貴重な史料でありますので、解説も進めてほしいという思いもあります。

そして、この郷土史研究会の皆さん方も語る会のときに言われたのが、古文書なんかを解説するときに、昨年8月の今度は史料なんです、生福南方神社の文書の中に「鮎のつけ揚げ」ということで載っていたと。1866年、慶応2年のことであるということで、串木野にとってはこれが一番古いつけ揚げという文言であろうということで、そういう話をされました。

ですから、郷土史研究会の皆さん方にとっても、そういう部分では一生懸命にされている部分であると思うんです。ただ、その中に言われたのが、古い空き家なんかはもう崩れていくと。そういう部分を市もしっかりと支えていってほしいということもあ

りました。

空き家についていろいろな古文書が残っている。そういう部分では、市内に埋もれている史料はまだあるのではないかとということで、史料収集をさらに進めるために、関係団体との協議会を設置して取組を行う必要があると思いますが、そういうことができますか、お伺いをいたします。

○社会教育課長（榎並哲郎君） 市内に埋もれている貴重な史料を発見し、収集や保存・展示等を行うことは、郷土の歴史や文化を未来に伝え、文化振興や生涯学習につながる大切なことであると考えております。

その反面、個人財産でもあることから家宝として保管をし、公開を希望されない方もいらっしゃるかと思います。

そのようなことから関係団体等が一堂に会する協議会方式ではなく、市内の新たな史料等の発見や研究等を目的とした文化財等調査保存事業について、広報紙等を通して周知を行い、個別にきめ細やかに対応を行ってまいりたいと考えております。

○6番（松崎幹夫君） やっぱり個人のものであるという部分であったり、簡単には触れないという部分もあると思います。

しかし、逆に文化財等調査保存事業として期待をする答弁をいただきましたので、課長、口だけでなく、しっかりと周知していただいて対応していただきたいと。

そこが今言う文化振興であったり、生涯学習という部分に、本市の、つながってくると思います。しっかりとっていただきたいと思います。

それともう一つ、そういう部分でいけば、国・県の補助をもらえないのかなと。本市の予算もそうたくさんは組めませんが、国の予算というのを引くことができないのかという点では、都道府県では大綱を作って活用していると聞いております。

ですから、自治体で、いちき串木野市で大綱を作って、補助などの活用ができるのかということをお伺いいたします。

○社会教育課長（榎並哲郎君） 今の県のほうの文化財の大綱の部分とそれに伴う補助金のお話であつ

たかと思います。

文化財保護法に基づきまして、鹿児島県のほうは文化財保存活用の大綱というのを定めております。これは市町村におきましては、文化財保存活用地域計画という形になってまいります。これは県の大綱を踏まえながら、自治体に合った計画を立てられるということで、マスタープラン的なものを、またアクションプラン的な位置づけになるかと思っております。

この計画の中身といたしましては、今の現状の把握であったり、また課題を見つけ出して、それをどういうふうに向性を持っていくかという計画になってくるかと思っております。

この計画を策定した後は、国の認定を受ける必要がございます、国の認定を受けた場合には、国の補助事業の活用が優先的にできるという利点もあるかと思っております。

市のほうでこの計画を立てるかどうかということなんですけれども、文化財の保存活用につきましては、市の諮問機関である文化財保護審議会の委員の方々もいらっしゃいますので、その方々の御意見も踏まえながら判断をさせていただきたいと思っております。

○6番（松崎幹夫君） 私はここは進まないと思っていたんですけれども、今の答弁でいけば、文化財保護審議会の皆さん方とも協議して、できる部分であつたら進めていただきたい。

そういうことができたなら、本市の古文書の解説にもものすごく伸びてくるんじゃないかなという思いもしておりますので、大綱をしっかり作って前に進めていけたらと思っておりますので、進めていただきたいと思っております。

3番にいきます。

他市では資料館や展示館などを整備して、保存や展示を行っております。新たな施設の建設が難しいのであれば、統廃合が計画されている中学校校舎を活用し、資料館や展示館などの整備はできないかお伺いをいたします。

○社会教育課長（榎並哲郎君） 資料館の在り方についての御質問でございました。

現在、歴史史料の展示につきましては、図書館前にある中央公民館1階ロビーと中央公民館の3階、いちきアクアホール歴史資料室に分散いたしております。

来年度、図書館前にある中央公民館1階ロビーにつきまして、みんなの図書館づくり事業として、図書館の機能を持たせる改装を行う計画であります。そうなりますと、既存の資料を移設する必要が出てまいります。

具体的に申し上げますと、図書館前の中央公民館1階ロビーの改装に伴い、既存の展示物をいちきアクアホール歴史資料室、中央公民館3階の資料室に移設をしたいと考えております。

また、今後はいちきアクアホール歴史資料室を市の郷土史料室として位置づけ、展示内容を見直すとともに、中央公民館3階の資料の整備を行う計画であります。

そして、いずれは移設後の利用状況や施設の在り方を踏まえながら、いちきアクアホール歴史資料室に隣接する図書館分館を図書館本館に集約し、歴史資料室としての機能を持たせたいと考えております。

○6番（松崎幹夫君） 今、1階ロビーの部分というのは今回、予算計上されておりました、みんなの図書館事業ということであります。

私もいちきアクアホール歴史資料館を見させていただきましたが、やっぱり広いです。ですから、今までの社会教育課の答弁でいけば、市来にある資料は市来の小学校の皆さん方に見てもらおう。串木野の資料は串木野の小学校の施設にある皆さん方に見てもらおうという、別々の答えしか今までなかったと思っているんです。

でも、今、課長の答弁はいちきアクアホール歴史資料室のほうにいずれはという部分で、図書館分館を本館に移してというような話もしましたが、そういう形も大いにいいのかなと。私のほうも一つにしてほしいというのが思いでしたので、そういう部分では前に進む部分を今、答弁されたのかなという思いであります。

ですから、今、中央公民館にある3階の資料もしっかりと整理をしていただいて、一つにまとめてい

く。いちきアクアホールの歴史資料室というのは広いので、2部屋ありますので、しっかりと入るのかなという思いもしておりますので、検討していただきたいと思います。

私の思いというのは、今、最初に言いましたように、統廃合を計画されているという部分で、私は中学校の校舎が三つ空きますので、中学校の校舎にそういう資料館を持っていったらという思いでこういう質問をしたんですが、今、課長のほうからはいずれはということで、アクアホール歴史資料室のほうにという答弁をいただきました。

そういう部分では、統廃合の中で三つの中学校にということでしたら、何も計画的には今、検討中であると思いますけれど、教育長、そういう部分では何も進まない状況ですか、お伺いをいたします。

○教育長（相良一洋君） ただいま社会教育課長のほうが答弁をいたしましたので、いちきアクアホールのほうにございます歴史資料室を市の郷土資料室として位置づけて、整備を行う方針として考えております。

統廃合に伴う西中学校の校舎等をはじめとする建物の利活用については、全庁的な市の方針として、今後、公共施設跡地等利活用検討委員会をもちまして協議がなされることとなります。

収集を行った市内の貴重な史料の保存や展示は、郷土の歴史や文化を未来に伝え、郷土愛の醸成や生涯学習につながる大切な事業であることを踏まえ、既存施設の有効活用や展示の方法等を含めて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○6番（松崎幹夫君） しっかりと検討していただきたいと思います。

4番目に移ります。

古文書などの文化財に対して、市としてもしっかりと目を向けて取り組むべきであるが、専門職員を含めて担当課の取組を期待したいが、今の体制で十分なのかお伺いをいたします。

○社会教育課長（榎並哲郎君） 現在、文化振興係での文化財の担当委員は、埋蔵文化財を専門としている職員が1名、会計年度任用職員が1名、郷土史料収集調査員が1名の3名体制となっております。

文化財行政につきましては、その業務内容を踏まえますと、継続的な配置による知識の習得と資質の向上と合わせまして、多様な文化財の種別に幅広く対応できる人材の確保を行うことでさらなる文化財の保存、活用につながる体制設備ができるものと考えております。

市内にはまだ数多くの解読されていない古文書など、歴史的な価値がある史料が多く残されていることを踏まえますと、文化財の専門的知識を有する職員の育成が課題と認識をいたしております。

現在保存されている貴重な史料、これから発掘される史料を効果的に有効活用していくためにも、文化振興係にさらなる人員配置を行うことが必要であると思っております。

○6番（松崎幹夫君） 今で十分かと言ったのに、十分じゃありませんという答弁でした。

正直言って、やっぱり文化財の専門知識を有する職員というのは課題だと思いますし、私もこの前、担当の方とお話をしたときに、「私もあと何年かです」という答弁でありました。

ですから、そういう部分では、本当に今でこういう専門の方とも声かけをして、職員を増やすという体制をつくらないといけないと思うんです。

そういう部分では、今の課長は大変、人員配置が必要ですよという答弁でありました。これは市長にはっきりと……。あっちが手を挙げますね。専門職は厳しいです。ですから、そこをしっかりと対応していただきたいという思いですが、いかがですか。

○総務課長（岡田錦也君） 松崎議員仰せのとおり、古文書の解読や歴史的史料の有効活用、文化遺産の伝承には専門的知識と技術等が求められ、職員だけでは全ての業務を行うことは限界があると思っております。

そのため、地域における専門的知識を持つ方々にも協力をいただきながら、より効果的な取組を進めていく必要があると考えております。

今後も市にある歴史的史料の有効活用や文化財の価値を守り、次世代に引き継ぐためにも、専門職員の育成、また先ほど社会教育課長と重なりますが、継続的に文化財等に熱意のある職員を配置し、知識

の習得と資質向上を図ることで、多様な文化財の種別に幅広く対応できる人材確保を行うことで、文化財の保存、活用につながる体制ができるものと考えております。

○6番（松崎幹夫君） だと思います、本当に。そういう部分では今、担当で3名しかいないということでありました。

そういう部分を増やした中で、解説であったり、残す部分であったりという部分をしっかりとさせていただきたいと思います。ここを期待いたします。

以上で一般質問の全てを終了いたします。

○議長（中里純人君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日はこれで散会します。

散会 午後2時27分